

東日本大震災からの復興の状況に関する報告

平成27年11月

この報告は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について行うものである。

(目次)

復興の概況	P 1
I 復興の現状	
1 避難者等の状況	P 3
2 地域づくり	
(1) 災害廃棄物の処理状況	P 5
(2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況	P 6
(3) 復興まちづくりの状況	P 10
(4) 職員応援の状況	P 13
(5) 国営追悼・祈念施設（仮称）	P 13
3 産業・雇用	
(1) 被災地経済の概況	P 14
(2) 主要業種別の概況	P 15
(3) 事業者の状況	P 22
(4) 雇用の状況	P 25
4 原子力災害からの復興	
(1) 避難指示区域の状況	P 27
(2) 賠償の状況	P 30
(3) 除染の状況	P 31
(4) 放射線による健康への影響	P 33
II 復興の取組	
1 現場主義に立った復興加速化	
(1) 被災地共通の主要課題への対応	P 36
(2) 原子力災害からの復興に向けた取組	P 37
2 被災地共通の主要課題への対応	
(1) 被災者支援	
①被災者支援に関する取組	P 39
②多様な担い手による活動への支援	P 40

(2) 住宅再建・復興まちづくりの加速化	
①住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース	· · · · · P 41
②公共建築工事の円滑な施工確保のための支援	· · · · · P 42
③防災集団移転促進事業の移転元地のあり方の検討に対する支援	· · · · · P 43
(3) 産業・なりわいの再建	
①産業復興の取組	· · · · · P 44
②商業集積・商店街再生加速化パッケージ	· · · · · P 46
③産業復興創造戦略	· · · · · P 47
(4) 「新しい東北」の創造に向けて	
①復興推進委員会における審議過程	· · · · · P 47
②「新しい東北」の推進に向けた取組	· · · · · P 48
3 原子力災害からの復興に向けた取組	
(1) 福島の復興・再生に係る制度的な取組	· · · · · P 52
(2) 公共インフラの復旧の取組	· · · · · P 53
(3) ふるさとへの帰還に向けた取組	· · · · · P 56
(4) 長期避難者に対する支援	· · · · · P 56
(5) 住民意向調査の実施	· · · · · P 57
(6) 原子力災害による健康不安等に関する被災者支援	· · · · · P 58
(7) 除染加速のための取組	· · · · · P 58
(8) 産業・雇用の課題と取組	· · · · · P 60
(9) リスクコミュニケーション	· · · · · P 61
(10) 原子力災害による風評被害を含む影響への対応	· · · · · P 61
(11) 福島 12 市町村の将来像	· · · · · P 63
4 各種制度、予算・決算	
(1) 復興関係制度の活用状況	
①復興特区の活用状況	· · · · · P 65
②復興交付金の活用状況	· · · · · P 70
③福島再生加速化交付金等の活用状況	· · · · · P 71
(2) 予算・決算	
①復旧・復興事業の規模と財源	· · · · · P 74
②予算	· · · · · P 74
③決算	· · · · · P 75
④復興関連予算使途の厳格化	· · · · · P 75

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 により、政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告することとされている。本報告は、東日本大震災からの復興の状況について、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に中心に取りまとめたものである。

復興の概況

○ 復興の現状

- ・ 東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも多大な影響を及ぼした。
- ・ 当初約 47 万人に上った避難者は、約 19 万人となり、引き続き、その多くが仮設住宅等に入居している。仮設住宅等への入居戸数は減少しており、住まいの再建への動きが進みつつある。
- ・ 公共インフラについては、地域ごとに状況は異なるものの、復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進されている。高台移転や災害公営住宅についても、被災 3 県で 9 割を超える事業が始まる等、着実に進展している。
- ・ 平成 28 年 3 月までの民間住宅等用宅地の整備見通し（累計）は、岩手県が概ね 4 割、宮城県が概ね 5 割であり、災害公営住宅の完成見通し（累計）は、岩手県が概ね 6 割、宮城県が概ね 7 割である。福島県は、それについて計画戸数が未確定の地域があるが、現時点で予定されている計画戸数に基づけば、民間住宅等用宅地の整備見通し（累計）は概ね 4 割、災害公営住宅の完成見通し（累計）は概ね 5 割である。（住まいの復興工程表（平成 27 年 3 月末時点）による。）
- ・ 被災地域の鉱工業生産は概ね被災地域以外の水準に回復し、有効求人倍率も 1 倍を超えており、津波被災地域等における産業や商店街の復興や一部の沿岸部の雇用者数の回復、雇用のミスマッチ解消等の課題が引き続き存在する。
- ・ 原子力災害からの復興については、除染、インフラ復旧、放射線による健康不安の軽減に向けた取組等が続けられており、避難指示が解除される地域も出てきている。一方、長期に避難を余儀なくされている方々に対しては、町外コミュニティの整備等による支援が進んでいる。

○ 復興の取組

- ・ 政府は、震災発生直後から被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、復興庁設置後も、自治体と協力しつつ、被災者の生活支援やインフラの復旧等に取り組んでいる。この際、復興施策に関する事業計画や工程表を策定し、定期的に進捗状況を把握しながら、進行管理を行ってきた。
- ・ 復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、被災地域の状況や、被災者の置かれた状況に応じて、被災者支援、住宅再建・復興まちづくりの着実な推進、なりわいの再建、原子力災害による環境汚染や健康不安、風評被害の克服等の様々な課題がある。
- ・ 「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを厳に排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の再生を、さらに加速していくこととしている。
- ・ さらに、震災復興の中で、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造に向け、地域の先導的な取組を支援するとともに、人材派遣や民間投資を促進するため、官民連携を推進するための場づくりや、先進的な取組の加速化とその横展開等の取組を進めている。
- ・ 原子力災害からの復興については、放射線による健康への影響の懸念を始めとする不安が残る中で、避難者の「早期帰還支援」と「新生活支援」の両面の対策を深化させるとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を大幅に拡充する等の対応をすることとしている。
- ・ 平成 28 年度以降の 5 年間については、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、「復興・創生期間」と位置付けた。

I 復興の現状

1 避難者等の状況

発災以降の避難者数については、原子力災害による避難も含め、全国で約47万人に上った避難者は、平成27年9月10日時点で、約19万人となっている。

避難者の仮設住宅等への入居状況については、平成27年9月1日時点では、72,852戸(162,682人)となっており、内訳は、公営住宅等が5,911戸(15,218人)、民間住宅が34,265戸(79,381人)、仮設住宅が32,676戸(68,083人)である。入居戸数は減少しており(平成26年9月1日時点では92,856戸(213,796人))、恒久住宅への移転が進んでいる。

住宅の再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金の加算支援金については、平成27年3月末時点で、住宅の建設・購入により46,972世帯、補修により57,697世帯、賃貸により14,699世帯が受給している。また、災害公営住宅への入居者決定戸数は、平成27年6月末時点で9,286戸となっている。

<参考：避難者等の減少>

	発災3日目※1 (平成23年3月14日)	現時点(平成27年8月13日)			
		全体※2	住宅等	親族・知人宅等	病院等
避難者等の数	約47万人	198,513人	179,411人	18,639人	463人

※1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の避難状況の合計

※2 復興庁調べ 全国の住宅等(公営、応急仮設、民間賃貸等)、親族・知人宅等、病院等にいる者の合計

<参考：仮設住宅等の入居状況>

	入居戸数	備考
公営住宅等	5,911 戸	全国計 入居者数 15,218 人
民間住宅	34,265 戸	全国計 入居者数 79,381 人
仮設住宅 (プレハブ)	32,676 戸	岩手県、宮城県、福島県 入居者数 68,083 人

※ 内閣府調べ（平成 27 年 9 月 1 日時点） 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき供与される「応急仮設住宅」への種別入居状況

<参考：避難者等の数（避難先の都道府県別）>

避難先の都道府県（多い順）	避難者等の数
福島県	62,773 人
宮城県	57,565 人
岩手県	25,761 人
東京都	7,282 人
埼玉県	5,380 人
山形県	3,936 人
茨城県	3,845 人
新潟県	3,765 人
その他	3,746 人

※ 復興庁調べ（平成 27 年 8 月 13 日時点）

2 地域づくり

(1) 災害廃棄物の処理状況

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、被災した13道県 239 市町村（福島県の避難区域を除く。）において、災害廃棄物約 2,000 万トン、津波堆積物約 1,100 万トンが発生した。

被災県内での処理に加え、岩手県と宮城県の災害廃棄物の一部（全体の約 5%）については1都1府16県での広域処理により、目標として設定した平成 26 年 3 月末までに、福島県の一部地域を除いてこれらの処理が完了した。また、復興事業・公共事業等において、災害廃棄物の約 8 割、津波堆積物のほぼ全量が再生利用されている。

福島県（避難指示区域を除く。）については、平成 27 年 3 月末までに一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了した。引き続き、市町村と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指している。

＜参考：災害廃棄物等全体（13道県）の処理状況＞

	道県数	市町村数	処理完了 市町村数	推計量	処理量	処理割合
災害廃棄物	13	239	237	2,012 万 t	2,002 万 t	99.5%
津波堆積物	6	36	35	1,060 万 t	1,060 万 t	99.9%

※ 環境省調べ（平成 27 年 3 月末時点）

※ 福島県の避難指示区域を除く。

(2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況

公共インフラの復旧については、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行し、復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進している。

各事業の進捗状況については、以下のとおりである（特記したものを除き、福島県の避難指示区域を除く）。

① 安全・安心のための基盤整備関係（平成 27 年 6 月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）

海岸対策については、本復旧・復興工事を計画している 677 地区中、本復旧・復興工事に着工した地区海岸数は、465 地区（約 69%）となっている。

海岸防災林の再生については、避難指示区域を含む被災延長距離約 140 キロメートル中、復旧工事に着工した距離は、114 キロメートル（約 81%）となっている。

河川対策（直轄管理区間）については、被災した河川管理施設 2,115 箇所の全てにおいて本復旧工事が完了した。河川対策（県・市町村管理区間）については、被災した河川管理施設 1,076 箇所中、本復旧工事が完了した箇所は、948 箇所（約 88%）となっている。

下水道については、災害査定を実施した処理場数 73 箇所中、通常処理に移行した処理場数は、72 箇所（約 99%）となっている。

水道施設については、災害査定を実施（予定含む）した 184 事業中（避難指示区域を含む。津波被災地域を除く）、177 事業（約 96%）において、本格復旧が完了した。

<参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況>

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況																
■海岸対策 〔本復旧・復興工事に着工した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合〕	<p>16% (完了) 69% (着工)</p> <p>0% 50% 100%</p>	<p>復旧・復興の状況 ／被害の状況</p> <table border="1"> <caption>単位：地区海岸</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>復旧</th> <th>復興</th> <th>全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工</td> <td>400</td> <td>65</td> <td>465</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>108</td> <td>1</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>計画数</td> <td>501</td> <td>176</td> <td>677</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。 ※「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※避難困難区域及び居住制限区域を含む、避難指示解除準備区域を含む。</p>		復旧	復興	全体	着工	400	65	465	完了	108	1	109	計画数	501	176	677
	復旧	復興	全体															
着工	400	65	465															
完了	108	1	109															
計画数	501	176	677															
■海岸防災林の再生 〔本復旧工事に着工した海岸防災林、本復旧工事が完了した海岸防災林の割合〕	<p>27% (完了) 81% (着工)</p> <p>0% 50% 100%</p>	<p>着工延長 114km 完了延長 38km</p> <p>被災延長 約140km※</p> <p>※青森県～千葉県における延長(避難指示区域を含む)</p>																
■河川対策 (直轄区間) 〔本復旧工事が完了した河川管理施設(直轄管理区間)の割合〕	<p>100%</p> <p>0% 50% 100%</p>	<p>完了箇所数 2,115</p> <p>被災した河川管理施設の箇所数 2,115</p> <p>※旧北上川(本復旧工事完了済)で実施中の地震・津波対策は、平成30年度の完成予定</p>																
■河川対策 (県・市町村管理区間) 〔本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合〕	<p>88%</p> <p>0% 50% 100%</p>	<p>完了箇所数 948</p> <p>被災した河川管理施設の箇所数 1,076</p>																
■下水道 〔通常処理に移行した下水処理場※の割合〕	<p>99%</p> <p>0% 50% 100%</p>	<p>移行済みの処理場数 72</p> <p>災害査定を実施した処理場数 73</p> <p>※「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。これらの内には、一部の水処理施設や汚泥処理施設はまだ本復旧工事中のものもある。</p>																
■水道施設 〔本格復旧が完了した水道事業数の割合〕	<p>96%</p> <p>0% 50% 100%</p>	<p>完了事業数 177</p> <p>災害査定実施事業数 184※</p> <p>※避難指示解除準備区域等を含む。 ※復興計画が定まらず復旧方法を確定することができないために特例査定を受けた地区を除く。</p>																

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

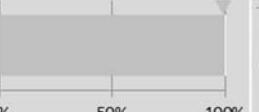
②交通関係（平成 27 年 6 月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）

道路（直轄区間）については、岩手、宮城、福島県内の国道 4 号、6 号、45 号の総開通延長距離 1,161 キロメートル中、本復旧完了等の開通延長距離は、1,159 キロメートル（約 99%）となっている（避難指示区域を含む）。道路（県・市町村管理区間）については、被災した道路 6,298 路線中、本復旧が完了した路線は、5,564 路線（約 88%）となっている。道路（復興道路・復興支援道路）については、事業中区間と供用済区間を合計した計画済延長 570 キロメートル中、着工した延長は 545 キロメートル（約 96%）となっている。

鉄道については、岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離 2,330 キロメートル中、鉄道運行を再開した路線の延長距離は、2,128 キロメートル（約 91%）となっている。

港湾については、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設 131 箇所の全てで本復旧工事が着工しており、128 箇所（約 98%）において本復旧工事が完了している。

<参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況>

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■交通網(道路) (直轄区間)	99%	完了済み開通延長 1,159km
〔 本復旧が完了した 道路開通延長の割合 〕		主要な直轄国道※の 総開通延長 1,161km
		<small>※ 避難指示解除準備区域等を含む ※ 岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。</small>
■交通網(道路) (県・市町村管理区間)	88%	完了済み路線数 5,564路線
〔 本復旧が完了した 道路路線数の割合 〕		被災した道路の路線数 6,298路線
■交通網(道路) (復興道路・復興支援道路)	39% (完了) 96% (着工)	着工済延長 545km ^{※1} 供用済延長 223km <small>※1 工事着手したIC間延長</small>
〔 復興道路 各復興支援道路の着工率 復興道路 各復興支援道路の整備率 〕		計画済延長 570km ^{※2} <small>※2 事業中区間と供用済区間の合計</small>
■交通網(鉄道)	91%	運行再開した路線延長 2128km [※]
〔 運行を再開した 鉄道路線延長の割合 〕		被災した路線延長 2330km [※] <small>※岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を計上</small>
■交通網(港湾)	100% (着工) 98% (完了)	着工箇所数 131 完了箇所数 128 被災した港湾施設の 箇所数 131
〔 本復旧工事に着手した、 及び本復旧工事が完了した 復旧工程計画に定められた 港湾施設の割合 〕		

- ※ 空港機能については 100%復旧
- ※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- ※ 復興庁調べ

(3) 復興まちづくりの状況

住宅再建は、防災集団移転促進事業などの宅地の整備について、ほぼ全ての地区で着工している。また、災害公営住宅についても9割超の事業に着手している。進捗状況については、以下のとおりである（平成27年6月末時点）。

高台移転などの防災集団移転促進事業については、事業が予定されている333地区※の全てにおいて、事業着手の法定手続である大臣同意に至っており、このうち、330地区（約99%）において造成工事に着手し、196地区（約59%）において完了している。

また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づき、事業が実施されている50地区※の全てにおいて造成工事に着手し、このうち、2地区（4%）において完了している。

各県が公表している必要災害公営住宅の戸数は、29,925戸※であり、このうち、用地を確保した戸数は、28,256戸（約94%）、工事着手した戸数は19,242戸（約64%）となっており、10,684戸（約36%）において建築工事を完了している。

※ 供給計画は「住まいの復興工程表」（平成27年3月末時点）による。

※ 福島県は、津波・地震被災者向け災害公営住宅の建設計画や民間住宅等用宅地を供給する面整備事業の計画が未策定の地域があり、また、原発被災者向け災害公営住宅については住民意向調査等により現計画の見直しを行うことがあるため、当該地区数・戸数は未確定である。

また、被災者生活再建支援金の支給状況をみると、住宅が全壊するなどして基礎支援金を受給した191,607世帯のうち、住宅を建設・購入するなどして加算支援金を受給した世帯は119,368世帯（約62%）となっている。（平成27年3月末時点）

医療施設については、被災直後に入院の「受入制限」又は「受入不可」とした病院182箇所中、当該制限等から回復した病院は、172箇所（約95%）となっている（福島県の避難指示区域に所在する病院及び廃止済みの病院を除く。）。

学校施設については、公立学校施設災害復旧事業に申請した（予定含む）学校2,305校中、復旧が完了した学校は、2,253校（約98%）となっている。（福島県の避難指示区域に所在する学校を除く。）

<参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況>

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況			
■復興まちづくり (防災集団移転促進事業)	<p>【地区ベース】</p> <table border="1"> <tr> <td>59%(完了)</td> <td>99%(着工)</td> <td>100% (同意)</td> </tr> </table> <p>事業計画の同意地区※数 造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合</p>	59%(完了)	99%(着工)	100% (同意)	<p>同意 333地区※1 着工 330地区 完了 196地区 計画 333地区</p> <p>※1 事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数</p>
59%(完了)	99%(着工)	100% (同意)			
	<p>【戸数ベース】</p> <table border="1"> <tr> <td>43%(完了)</td> <td>99%(着工)</td> <td>100% (事業化・着工)</td> </tr> </table> <p>※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」(H27.3末時点)による。</p>	43%(完了)	99%(着工)	100% (事業化・着工)	<p>着工 9,703戸 完了 4,131戸※2 計画 9,718戸</p> <p>※2 一部完了地区で供給された戸数も含む</p>
43%(完了)	99%(着工)	100% (事業化・着工)			
■復興まちづくり (土地区画整理事業)	<p>【地区ベース】</p> <table border="1"> <tr> <td>4%(完了) (宅地引渡)</td> <td>38%</td> <td>100% (事業化・着工)</td> </tr> </table> <p>事業認可済の地区※数 造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数 の割合</p>	4%(完了) (宅地引渡)	38%	100% (事業化・着工)	<p>事業認可済 50地区 着工 50地区 宅地引渡開始 19地区※1 完了 2地区 計画 50地区</p> <p>※1 宅地の一部を使用収益開始した地区、保留地の一部を引渡した地区を計上</p>
4%(完了) (宅地引渡)	38%	100% (事業化・着工)			
	<p>【戸数ベース】</p> <table border="1"> <tr> <td>3%(完了)</td> <td>100% (着工)</td> <td>100% (事業化・着工)</td> </tr> </table> <p>※防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」(H27.3末時点)による。</p>	3%(完了)	100% (着工)	100% (事業化・着工)	<p>着工 10,352戸 完了 332戸※2 計画 10,352戸</p> <p>※2 一部完了地区で供給された戸数も含む</p>
3%(完了)	100% (着工)	100% (事業化・着工)			
■復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業)	<p>【地区ベース】</p> <table border="1"> <tr> <td>53%(完了)</td> <td>94% (事業費措置)</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合</p>	53%(完了)	94% (事業費措置)	100%	<p>復興交付金の事業費措置 36地区 着工 34地区 完了 19地区 計画 36地区</p>
53%(完了)	94% (事業費措置)	100%			
	<p>【戸数ベース】</p> <table border="1"> <tr> <td>38%(完了)</td> <td>96% (着工)</td> <td>100% (事業化・着工)</td> </tr> </table> <p>※供給計画は「住まいの復興工程表」(H27.3末時点)による。</p>	38%(完了)	96% (着工)	100% (事業化・着工)	<p>着工 479戸 完了 189戸 計画 496戸</p>
38%(完了)	96% (着工)	100% (事業化・着工)			
■復興住宅	<p>36% (完了) 94% (用地確保済み)</p> <table border="1"> <tr> <td>36% (完了)</td> <td>94% (用地確保済み)</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>災害公営住宅の用地確保した割合、整備が完了した割合</p>	36% (完了)	94% (用地確保済み)	100%	<p>用地確保済み戸数 28,256 完了戸数 10,684 計画戸数 29,925</p>
36% (完了)	94% (用地確保済み)	100%			
	<p>※供給計画は「住まいの復興工程表」(H27.3末時点)による。</p>				

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (津波復興拠点整備事業)	<p>79% 96% (着工)(認可)</p>	<p>着工地区数 19 認可地区数 23</p> <p>計画地区数 24※ ※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数</p>
■復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止)	<p>64% 100% (完了) (着工)</p>	<p>着工地区数 182 完了地区数 116</p> <p>計画地区数 182※ ※復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数</p>
■復興まちづくり (医療施設)	<p>100%</p>	<p>復旧した医療施設数 299</p> <p>被災した医療施設数 299</p>
(医療機能の回復)	<p>95%</p>	<p>受入回復した病院数 172</p> <p>入院の受入制限 又は受入不可を行った病院※数 182</p> <p>※東京電力福島第一原発の指定区域内、廃止済みの病院を除く。</p>
■復興まちづくり (学校施設等)	<p>98%</p>	<p>完了学校数 2,253 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み)</p> <p>災害復旧事業申請 学校数 2,305※ ※申請予定も含む</p>

※ 防災集団移転促進事業については、住まいの復興工程表に基づく面整備を行う 331 地区及び茨城県の 2 地区の合計を計上。

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ

(4) 職員応援の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中、被災自治体における人員やノウハウの不足を補い事業を進める必要がある。

平成 27 年 4 月 1 日時点で、被災自治体からの要請を踏まえて、全国の自治体から 2,199 人の職員が被災自治体に派遣されており、発災後からの延べ派遣数は平成 26 年度末で 90,197 人となっている。これに加え、公務員 O B、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を復興庁職員として採用し、被災市町村に駐在させるとともに、都市再生機構においては、平成 27 年 10 月 1 日時点で、現地復興支援体制 430 人で事業の推進を支援している。

併せて、被災自治体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫や事務のアウトソーシング等、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進している。

(5) 国営追悼・祈念施設（仮称）

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、平成 26 年 10 月 31 日の閣議決定を踏まえ、平成 27 年度に事業に着手した。

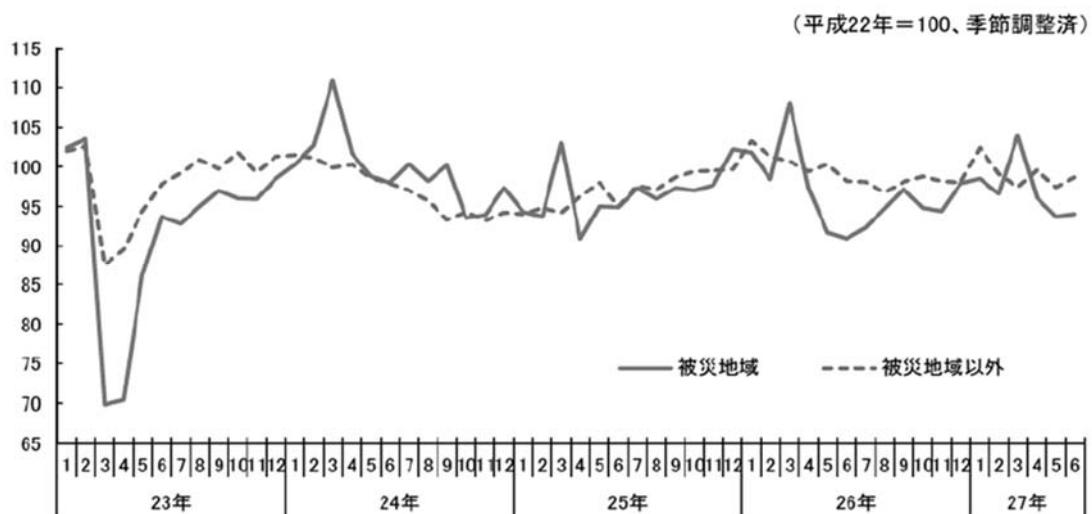
3 産業・雇用

(1) 被災地経済の概況

被災地域の鉱工業生産は、震災により一時的に大きく落ち込んだが、サプライチェーンの速やかな回復等により、その後は急速に持ち直し、復興需要の下支えもあり、概ね被災地域以外の水準に回復している。大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県については、震災前の水準へ回復する傾向にある。

＜参考：鉱工業の復興（震災に係る地域別鉱工業指数）＞

被災地域全体の鉱工業生産指数は、震災後 30 ポイントほど低下した。平成 27 年 6 月分の指数（確報）は、被災地域が 94.0（被災前：103.5）となり、被災地域以外は 98.7（被災前：102.6）となった。

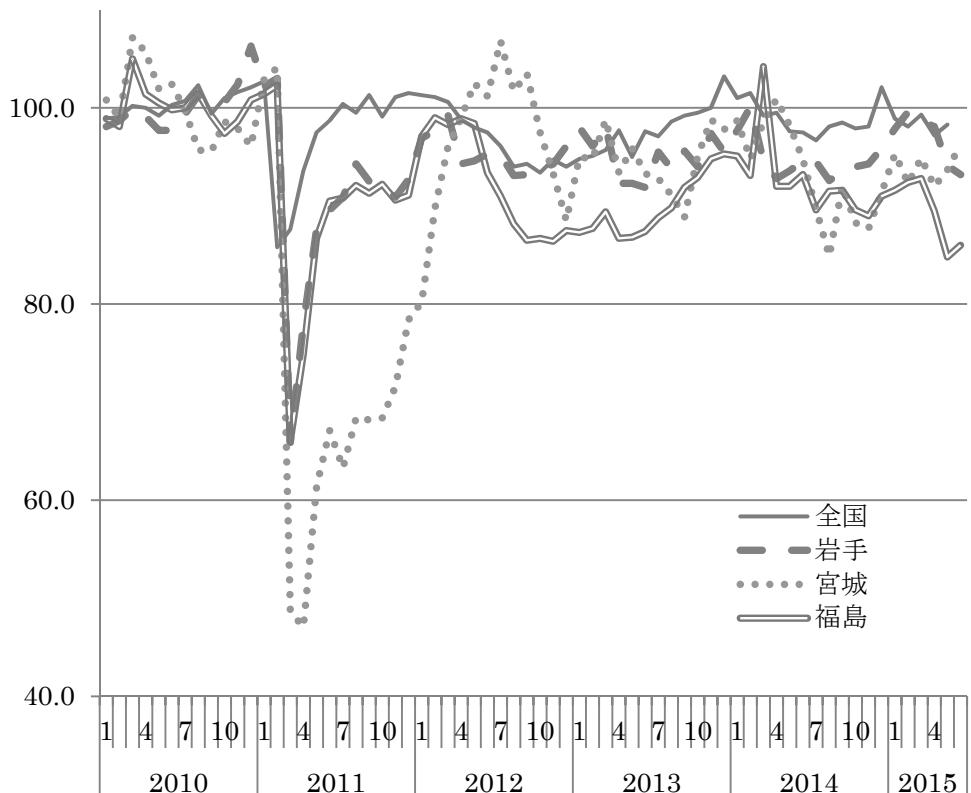


* 経済産業省「震災に係る地域別鉱工業指数」

※ 被災地域 東日本大震災（長野県北部地震を含む）にて、災害救助法の適用を受けた市区町村（東京都の帰宅困難者対応を除く）

＜参考：鉱工業の復興（被災3県の鉱工業生産指数の変化）＞

平成 27 年 6 月分の鉱工業生産指数は、全国は 98.3（被災前：102.7）、岩手県は 93.2（被災前：103.0）、宮城県は 96.4（被災前：104.1）、福島県は 86.0（被災前：102.3）となった（平成 22 年=100、いずれも季節調整済み）。



※ 各県等公表資料を元に復興庁作成

(2) 主要業種別の概況

①製造業

製造業については、製造品出荷額等が被災3県の合計で震災前と同水準まで回復した。復興需要を背景に窯業・土石が各県で震災前の水準を上回っており、加えて宮城県、岩手県では輸送機械が震災前を大幅に上回っている。また、中小企業等の割合の高い業種である食料品や金属製品でも、震災前の9割以上まで回復している。

一方、造船業においては、応急的復旧はしているものの、地盤沈下等の影響により、震災前の能力を回復するには至っていない。また、電子部品デバイス関連など他の分野のものづくり企業では、震災直後のサプライチェーンの遮断を機に生じた発注先の変更や、国際競争の激化と国内生産の縮小等の影響が残り、震災前の水準までの回復には至っていない。

<参考：3県の製造品出荷額等>（単位：億円）

区分	岩手			宮城県			福島県			3県		
	22年	25年	増減	22年	25年	増減	22年	25年	増減	22年	25年	増減
県計	20,991	22,672	8%	35,689	37,265	4%	50,957	47,625	-7%	107,637	107,562	0%
09 食料品	3,315	3,208	-3%	5,732	4,775	-17%	2,782	2,874	3%	11,829	10,857	-8%
10 飲料・たばこ	392	158	-60%	1,549	1,406	-9%	3,241	3,806	17%	5,182	5,370	4%
11 繊維	225	244	9%	228	201	-12%	472	524	11%	925	969	5%
12 木材・木製品	539	597	11%	582	707	21%	489	568	16%	1,611	1,873	16%
13 家具・装備品	56	68	22%	84	223	165%	409	403	-2%	549	694	26%
14 パルプ・紙	756	748	-1%	2,168	1,890	-13%	1,530	1,479	-3%	4,454	4,117	-8%
15 印刷	411	368	-10%	1,231	1,080	-12%	450	455	1%	2,092	1,903	-9%
16 化学	667	519	-22%	807	876	8%	4,874	4,337	-11%	6,349	5,731	-10%
17 石油・石炭	88	101	15%	5,018	6,201	24%	76	170	123%	5,181	6,471	25%
18 プラスチック	411	413	1%	855	651	-24%	2,120	1,939	-9%	3,385	3,003	-11%
19 ゴム製品	52	79	52%	705	701	-1%	1,591	1,856	17%	2,348	2,635	12%
20 皮革製品	69	76	10%	14	17	21%	111	109	-1%	194	202	4%
21 窯業・土石	636	1,009	59%	846	1,160	37%	1,883	2,018	7%	3,365	4,187	24%
22 鉄鋼	777	972	25%	1,927	1,794	-7%	812	920	13%	3,516	3,686	5%
23 非鉄金属	166	146	-12%	704	566	-20%	2,100	1,772	-16%	2,969	2,484	-16%
24 金属製品	993	885	-11%	1,484	1,685	14%	2,698	2,421	-10%	5,175	4,991	-4%
25 はん用機械	763	788	3%	333	303	-9%	1,431	1,492	4%	2,528	2,583	2%
26 生産用機械	1,273	1,331	5%	1,531	1,683	10%	1,372	1,496	9%	4,176	4,510	8%
27 業務用機械	556	700	26%	762	588	-23%	2,278	2,336	3%	3,596	3,624	1%
28 電子部品	2,938	2,120	-28%	4,313	4,036	-6%	4,847	3,441	-29%	12,098	9,597	-21%
29 電気機械	725	450	-38%	1,136	1,529	35%	2,938	2,408	-18%	4,799	4,387	-9%
30 情報通信機械	888	649	-27%	1,551	1,141	-26%	7,927	6,660	-16%	10,366	8,451	-18%
31 輸送用機械	3,946	6,694	70%	1,775	3,704	109%	4,109	3,759	-9%	9,830	14,156	44%
32 その他	348	347	0%	352	352	0%	419	381	-9%	1,119	1,081	-3%

※ 経済産業省「平成 22 年工業統計調査」及び「平成 25 年工業統計調査」より抜粋・編集

<参考：東北の造船業（鋼船建造実績及び修繕実績）>

(単位：隻／トン数)

	鋼船建造実績		
	平成 22 年	平成 26 年	増減
建造隻数	27	19	-
建造トン数	364,902.0	83,894.0	-77.0%

(単位：隻／トン数)

	修繕実績		
	平成 22 年	平成 26 年	増減
修繕隻数	1,711	1,390	-
修繕トン数	583,705.0	421,037.0	-27.9%

※ 国土交通省「平成 22 年造船造機統計調査」及び「平成 26 年造船造機統計調査」より抜

粋・編集

②建設業

建設業については、復旧・復興事業により、平成 26 年における公共機関からの受注工事の請負契約額が震災前の約 3 倍から 5 倍になっている。

＜参考：3 県の公共工事前払金保証の件数・請負金額＞

(単位：百万円、%)

工事場所	件数			請負金額		
	H22年度	H26年度	増減	H22年度	H26年度	増減
岩手	5,278	5,827	110.4%	169,230	525,217	310.4%
宮城	6,438	7,497	116.4%	203,974	821,382	402.7%
福島	6,113	7,744	126.7%	184,703	1,003,738	543.4%
3 県 計	17,829	21,068	118.2%	557,907	2,350,337	421.3%

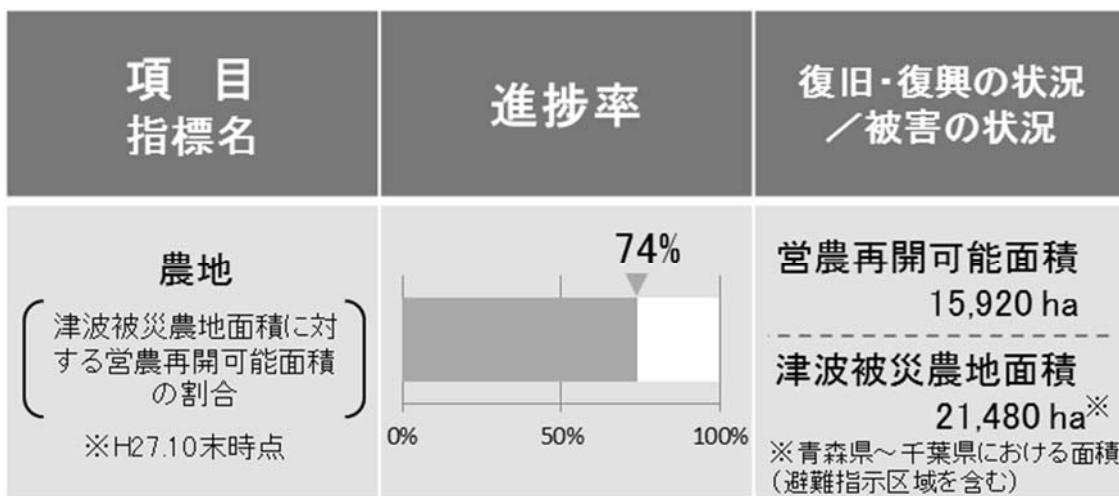
※ 北海道建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証統計」より抜粋・編集

③農業

農業については、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の 6 県において、21,480 ヘクタールの農地（避難指示区域含む。）が津波による被害を受けた。

これに対し、がれきの除去や除塩、排水機場等の農業用施設の復旧等を支援することにより、平成 27 年 10 月末時点での津波被災農地のうち約 15,920 ヘクタール（約 74%）で営農再開が可能となっている。

＜参考：津波被災農地の復旧・復興状況＞



※ 津波被災農地のうち農地転用が行われたもの（見込みを含む）が 1,270ha あり、これを除く復旧対象農地 20,210ha に対する営農再開が可能となった農地の割合は 79%。

※ 復興庁調べ

④水産業

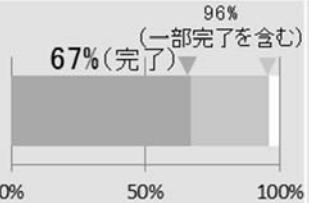
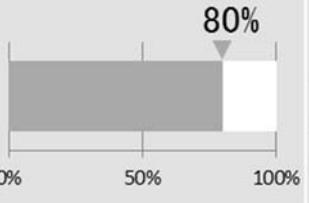
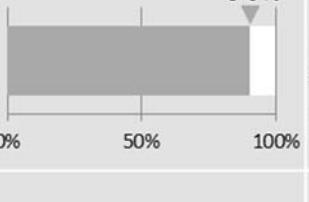
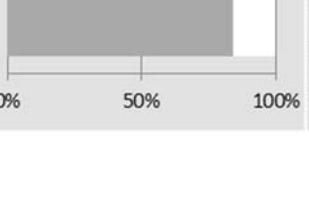
水産業については、319 渔港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、水産加工場施設等に甚大な被害が生じた。

漁港については、平成 27 年 6 月末時点で、被災した 319 渔港（避難指示区域を含む。）中、陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港は、213 渔港（約 67%）、一部でも陸揚げが可能となった漁港を含めると 307 渔港（約 96%）となっている。

岩手、宮城、福島の 3 県において、主要な魚市場水揚げ数量は、被災前に比べ約 80% となっている（直近 1 年間（平成 26 年 3 月から平成 27 年 2 月）の合計の水揚げ数量の被災前 1 年間（平成 22 年 3 月から平成 23 年 2 月）の合計に対する比率）。

岩手県、宮城県の養殖業再開希望者の養殖施設については、平成 27 年 6 月末時点で、76,193 施設中、復旧した施設は、68,842 施設（約 90%）となっている。また、被災 3 県で業務再開を希望する水産加工施設については、平成 27 年 6 月末時点で、818 施設のうち 690 施設（約 84%）が業務を再開している。

<参考：水産業の復旧・復興状況>

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
漁港 (一部でも陸揚げが可能となつた漁港、陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港の割合) <small>※H27.6末時点</small>	 67% (完了) ▼ 96% (一部完了を含む)	全機能が回復済みの漁港数 213 一部機能が回復済みの漁港数 94 被災した漁港数 319※ <small>※避難指示区域を含む</small>
水揚げ数量 (直近1年間の合計水揚げ数量の被災前1年間の合計水揚げ数量に対する割合) <small>※H27.2末時点</small>	 80%	直近1年間の水揚げ数量 370千トン 被災前1年間の水揚げ数量 463千トン
養殖施設 (養殖施設の復旧の割合) <small>※H27.6末時点</small>	 90%	復旧した施設数 68,842※ <small>※ 岩手県及び宮城県における施設数</small> 養殖業再開希望者の施設数 76,193※ <small>※ 岩手県及び宮城県における施設数</small>
水産加工施設 (水産加工施設の業務再開の割合) <small>※H27.6末時点</small>	 84%	業務を再開した施設数 690 被災3県で業務再開を希望する施設数 818

⑤観光業

観光業については、震災のあった平成 23 年時点での岩手、宮城、福島の 3 県における観光客中心宿泊施設の延べ宿泊人数は、前年比で 15.1% 減少した。

平成 26 年時点においては、平成 22 年比で 10.8% 減となっており、依然として厳しい状況である。

<参考：観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数>（単位：人泊、%）

	平成 22 年	平成 26 年	増減(%)
岩手	2,653,410	2,497,980	-5.8
宮城	3,979,090	3,725,860	-6.3
福島	5,165,460	4,297,100	-16.8
3 県計	11,797,960	10,520,940	-10.8
全国	184,081,850	198,660,410	7.9

※ 国土交通省「宿泊旅行統計調査」

(注)・従業員数 10 人以上の宿泊施設を対象。

・観光客中心の宿泊施設とは、観光目的の宿泊者が 50% 以上の宿泊施設をさす。

⑥運送業

旅客自動車運送事業では、乗合バス事業についてみると、平成 26 年度の輸送人員は被災 3 県全体で 2.7%（平成 22 年度比）となっており、震災前の水準まで回復している。また、貸切バス事業についてみると、輸送人員は被災 3 県全体で ▲1.3%（平成 22 年度比）となっており、震災前の水準に回復しつつある。一方、旅客船事業については、平成 26 年度の輸送人員キロは ▲29.7%（平成 21 年度比）となっており、依然厳しい状況にある。

<参考>

乗合バス事業による輸送 (単位：千人)

	平成 22 年度	平成 26 年度	増減
岩手	22291	24623	10.5%
宮城	67614	69095	2.2%
福島	21405	20549	-4.0%
3 県計	111310	114267	2.7%
全国	4158178	4174821	0.4%

貸切バス事業による輸送 (単位：千人)

	平成 22 年度	平成 26 年度	増減
岩手	2866	2761	-3.7%
宮城	8291	8312	0.3%
福島	5761	5632	-2.2%
3 県計	16918	16705	-1.3%
全国	300049	325342	8.4%

※ 国土交通省「自動車輸送統計調査」

<参考：旅客船事業による輸送> (単位：千人キロ)

	平成21年度	平成26年度	増減
岩 手	2,145	965	-55.0%
宮 城	25,515	18,955	-25.7%
福 島	2,374	1,206	-49.2%
3 県 計	30,034	21,126	-29.7%

※ 国土交通省調べ

(注) 平成 27 年度 10 月時点の速報値

⑦商業・サービス業

内陸部の商業・サービス業は迅速に復旧し、被災 3 県の大型小売店販売額は、平成 23 年 5 月には震災前の水準まで回復し、その後、概ね震災前水準を維持している。一方、沿岸部（津波被災地域）では、仮設店舗等の設置やグループ補助金等により事業再開が進んだものの、市街地復興に伴う地域住民の帰還と表裏一体であり、商業・サービス業の本格復旧はこれからの状況にある。

<参考：大型小売店販売額> (単位：百万円)

	平成 22 年	平成 26 年	H26/H22
岩 手	142,025	141,678	99.8%
宮 城	386,740	429,575	111.1%
福 島	223,494	251,115	112.4%
全 国	19,579,063	20,197,310	103.2%

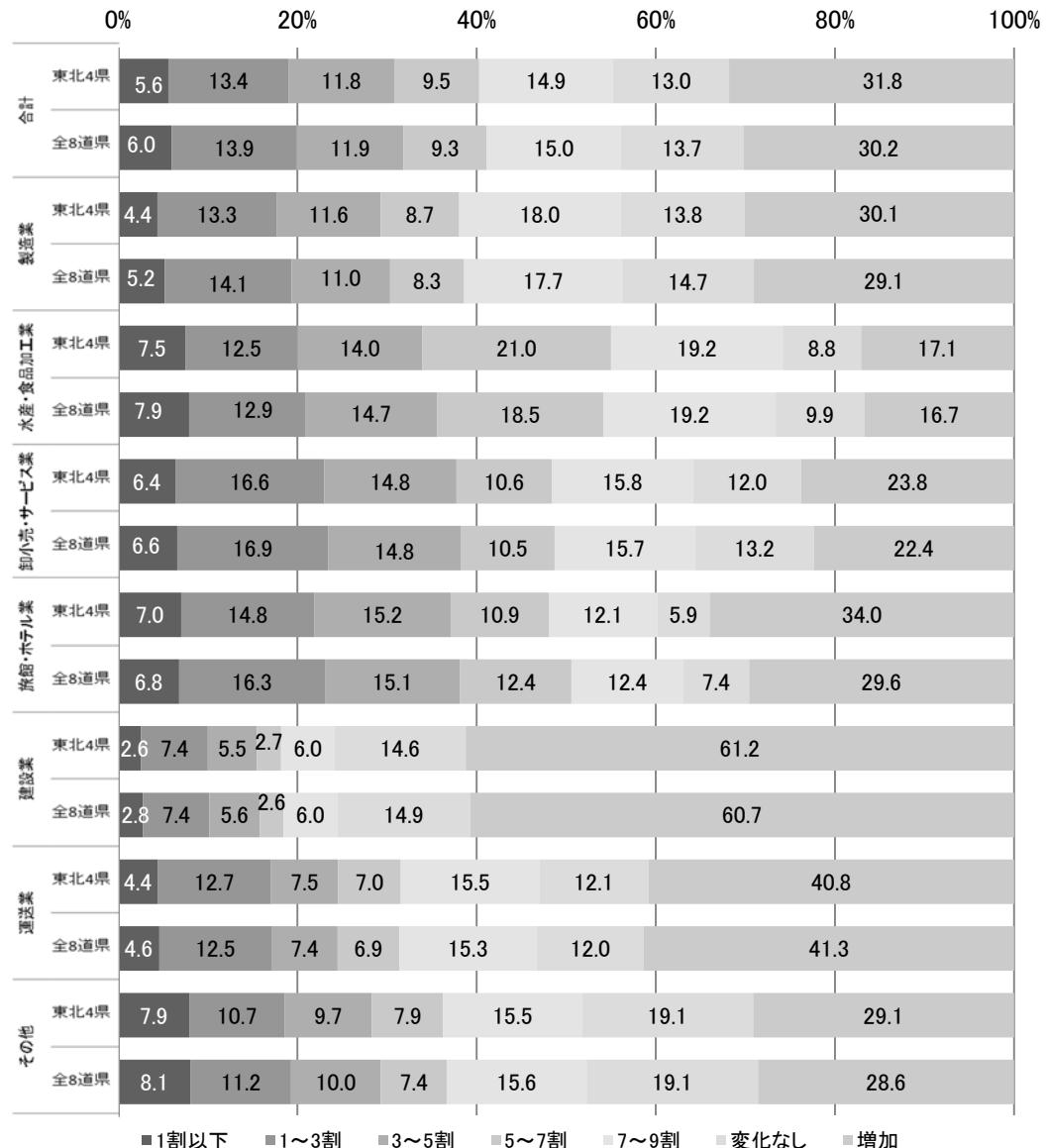
※ 経済産業省「商業動態統計年報（旧：商業販売統計年報）」

(3) 事業者の状況

① 売上高

中小企業等グループ補助金等により早期に復旧を果たした事業者のアンケート調査の結果をみると、東北4県（青森県、岩手県、宮城県、福島県）において、4割以上の事業者が震災前の売上水準以上に回復した。また、復興需要関連の業種では、建設業では約8割、運送業で5割以上の事業者が震災前の売上水準以上に回復した。一方、水産・食品加工業では、水産加工施設は8割以上が業務再開し（「(2) ④水産業」参照）、生産設備の復旧が進んでいるものの、売上の回復が遅れており、震災前の水準に回復した事業者は約3割である。また、卸小売・サービス業や旅館・ホテル業でも、震災前の売上水準以上に回復した事業者は約4割である。

<参考：事業者の震災直前の売上水準からの変化状況>



※ 「グループ補助金交付先アンケート調査」(平成 27 年 6 月東北経済産業局)

②事業所数

被災 3 県の沿岸市町村における事業所数は、平成 24 年は震災前の平成 21 年比で 83.2% の水準であったが、平成 26 年は 89.5% の水準まで回復した。また、全国平均との差 (▲4.2%) は縮小した。

<参考：被災3県の沿岸市町村における民営事業所数の推移>

(単位：か所、%)

	H21	H24	H26	H24/H21	H26/H21
全 国	6,199,222	5,768,489	5,810,861	93.1%	93.7%
合 計	122,646	101,982	109,775	83.2%	89.5%
宮 古 市	3,104	2,623	2,739	84.5%	88.2%
大 船 渡 市	2,654	2,042	2,293	76.9%	86.4%
久 慈 市	2,104	1,915	1,978	91.0%	94.0%
陸 前 高 田 市	1,231	634	777	51.5%	63.1%
釜 石 市	2,343	1,706	1,903	72.8%	81.2%
大 楠 町	770	206	342	26.8%	44.4%
山 田 町	869	342	604	39.4%	69.5%
岩 泉 町	595	532	532	89.4%	89.4%
田 野 畑 村	156	130	138	83.3%	88.5%
普 代 村	165	152	141	92.1%	85.5%
野 田 村	193	158	167	81.9%	86.5%
洋 野 町	705	649	668	92.1%	94.8%
仙 台 市	51,203	49,028	53,138	95.8%	103.8%
石 卷 市	9,016	5,763	6,333	63.9%	70.2%
塩 竈 市	3,271	2,728	2,782	83.4%	85.1%
気 仙 沼 市	4,458	2,627	3,027	58.9%	67.9%
名 取 市	2,874	2,484	2,792	86.4%	97.1%
多 賀 城 市	2,509	2,034	2,186	81.1%	87.1%
岩 沼 市	1,978	1,752	1,839	88.6%	93.0%
東 松 島 市	1,662	1,082	1,221	65.1%	73.5%
亘 理 町	1,128	927	1,013	82.2%	89.8%
山 元 町	553	393	402	71.1%	72.7%
松 島 町	668	589	590	88.2%	88.3%
七 ケ 浜 町	578	462	457	79.9%	79.1%
利 府 町	1,017	963	1,039	94.7%	102.2%
女 川 町	615	191	232	31.1%	37.7%
南 三 陸 町	870	268	325	30.8%	37.4%
い わ き 市	15,986	14,917	15,064	93.3%	94.2%
相 馬 市	1,915	1,804	1,803	94.2%	94.2%
南 相 馬 市	3,594	2,467	2,698	68.6%	75.1%
広 野 町	277	132	228	47.7%	82.3%
檜 葉 町	348	...	25	...	7.2%
富 岡 町	886	...	8	...	0.9%
大 熊 町	561
双 葉 町	329	...	0	...	0.0%
浪 江 町	1,114	...	13	...	1.2%
新 地 町	347	282	278	81.3%	80.1%

※ 平成21年経済センサス-基礎調査、平成24年経済センサス-活動調査、平成26年経済センサス-基礎調査（速報）

(注1) 平成24年経済センサス-活動調査は、調査日において警戒区域又は計画的避難区域が調査対象外とされている。また、平成26年経済センサス-基礎調査は、調査日において帰還困難区域又は居住制限区域が調査対象外とされている。

(注2) 平成21年の宮古市の数値には、平成22年に宮古市と合併した川井村を含む。また、同年の気仙沼市の数値には、平成21年に気仙沼市と合併した本吉町を含む。

(注3) 平成26年経済センサス-基礎調査では、檜葉町、富岡町、双葉町及び浪江町の避難指示解除準備区域にある事業所については、町村から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。

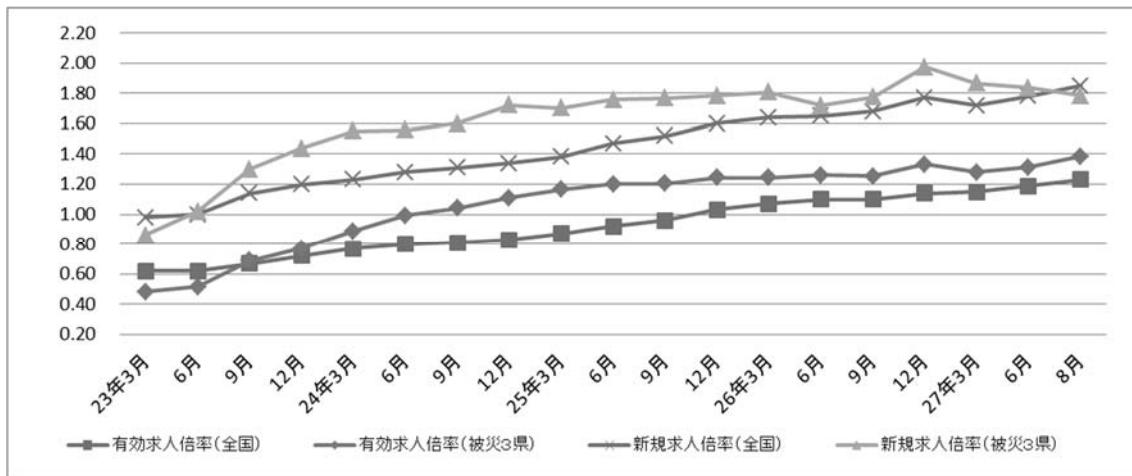
(4) 雇用の状況

被災した岩手、宮城、福島の3県においては、震災の影響により有効求人倍率は平成23年4月には0.45倍まで低下した。

現在、被災3県の雇用情勢は、有効求人倍率が3県ともに1倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、人口減少等により、雇用者数は震災前の水準まで回復していない地域もある。

また、職業別にみると、福祉関連、建設・採掘の職業、水産物加工工等では、求人数が求職者数を上回っており、雇用における需要と供給のミスマッチが生じている。

<参考：雇用の状況（雇用の動向）>



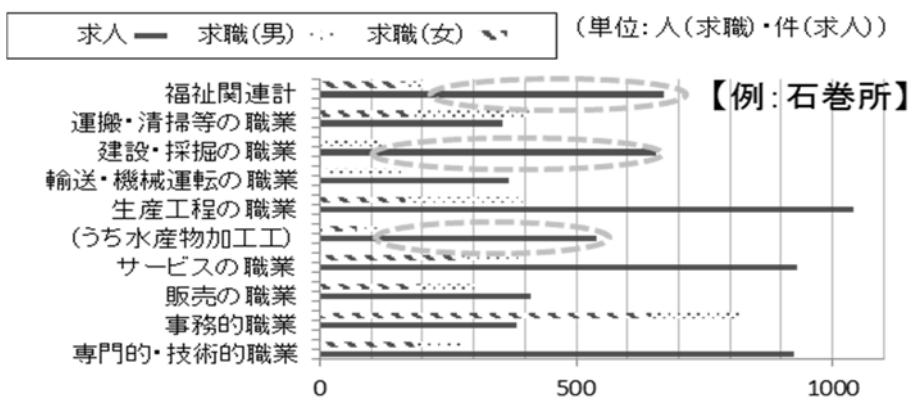
※ 厚生労働省調べ

<参考：雇用保険被保険者数の推移> 単位(人) 「前年比」「5年前との比」は(%)

	平成27年9月	前年比	5年前の比	平成26年9月	平成22年9月
3 県 計	1,619,604	2.0	7.3	1,587,134	1,509,395
	岩手県	362,211	1.0	358,669	343,866
		695,868	1.8	683,530	644,320
	宮城県	17,601	2.7	17,146	18,414
		32,991	1.9	32,385	32,721
	福島県	561,525	3.0	544,935	521,209
		36,452	4.8	34,782	44,422

※ 厚生労働省調べ（平成 27 年 9 月時点）

<参考：雇用の状況（ミスマッチの一例）ハローワーク石巻における求人・求職の状況>



※ 厚生労働省調べ（平成 27 年 8 月時点）

4 原子力災害からの復興

(1) 避難指示区域の状況

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生を受け、設定された警戒区域及び計画的避難区域については、平成23年12月の原子力災害対策本部決定に基づき、平成24年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、線量水準に応じ、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域の3つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成25年8月、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11市町村全てについて完了した。

その後、原子力災害対策本部決定に基づき、平成26年4月、田村市の避難指示が解除され、平成26年10月1日に、川内村の避難指示解除準備区域が解除されるとともに、居住制限区域の避難指示解除準備区域への見直しが行われた。また、平成27年9月5日には、全住民の方々が避難となつた自治体の中ではじめて楓葉町において避難指示が解除された。

なお、平成27年9月5日時点で、避難指示区域からの避難者数は、約7万人となっている。

<参考：見直し後の避難指示区域>

①避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。 同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
②居住制限区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認された地域。 同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。
③ 帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルトを超える地域。

※ 平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定を元に作成

<参考：避難指示区域の概念図（平成27年9月5日現在）>



※ 内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

＜参考：避難指示区域等からの避難者数＞

・避難指示区域からの避難者数	約 7.0 万人
避難指示解除準備区域	約 2.4 万人
居住制限区域	約 2.3 万人
帰還困難区域	約 2.4 万人

※ 市町村から聞き取った情報を基に、内閣府原子力被災者生活支援チームが集計
(平成 27 年 9 月 5 日時点)

＜参考：東日本大震災による福島県全体の避難者数＞

福島県全体の避難者数	約 10.6 万人
(避難指示区域からの避難者も含む)	
①福島県内への避難者数	約 6.1 万人
②福島県外への避難者数	約 4.4 万人
東京都	約 5.9 千人
埼玉県	約 4.8 千人
新潟県	約 3.6 千人
茨城県	約 3.5 千人
山形県	約 3.4 千人
神奈川県	約 3.1 千人
千葉県	約 2.9 千人
栃木県	約 2.8 千人
宮城県	約 2.6 千人
北海道	約 1.4 千人 等

※ 福島県発表「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報(第 1546 報)」
(平成 27 年 10 月 30 日時点)

(2) 賠償の状況

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ、避難された住民や事業者等に対しては、平成 27 年 9 月 25 日時点で、総額約 5 兆 3,085 億円（本賠償として個人に対し約 2 兆 3,744 億円、団体・地方公共団体に対し約 9,440 億円、事業者に対し約 1 兆 4,834 億円、自主的避難者に対し約 3,535 億円）の賠償金が支払われている。

また、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）では、指針に沿って申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介を行っており、平成 27 年 9 月 30 日時点で、和解仲介手続きを終えた 14,895 件の約 84% にあたる 12,444 件で和解が成立している。

平成 27 年 6 月 12 日、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を閣議決定した。これを踏まえ、東京電力は、平成 27 年 6 月 17 日に「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害の追加賠償について」

及び「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」をホームページに公表した。さらに、平成 27 年 8 月 26 日より「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害の追加賠償」の受付を開始した。

平成 27 年 6 月 19 日、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所の事故により生じた原子力損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとった措置を国会に報告した。

（3）除染の状況

平成 24 年 1 月に全面施行した「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）及び同法に基づく基本方針等に基づき、除染を推進している。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質による環境汚染は広範囲に及ぶことから、人の健康又は生活環境へ及ぼす影響の低減の観点から必要な地域について優先的に除染を実施し、除染に伴う除去土壌等は、安全に収集、運搬、保管、処分することとしている。

国が直接除染を行う除染特別地域については、平成 26 年 7 月、双葉町における計画の策定をもって、策定予定の 11 市町村全てについて特別地域内除染実施計画の策定を完了した。平成 27 年 8 月末時点で、4 市町村（田村市、楢葉町、川内村、大熊町）の全体並びに葛尾村、川俣町及び飯舘村の宅地部分で当該計画に基づく除染が終了し、7 市町村（南相馬市、浪江町、富岡町及び双葉町の全体並びに葛尾村、川俣町及び飯舘村の宅地以外部分）で当該計画に基づく除染を進めている。

また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域について、現在除染を実施している全ての市町村では、除染実施計画において除染等の措置の完了時期を平成 27 年度または 28 年度としており、生活環境を含む公共施設等の除染は福島県内では約 9 割、福島県外ではほぼ終了となり、予定した除染の終了に近づいている。一方で、仮置場確保の難航、作業人員の不足等の事情から一部進捗が遅れているものもあり、特に福島県内の住宅は約 7 割、道路は約 4 割、生活圏の森林は約 5 割の進捗にとどまっているなど、計画通りの除染終了に向け一段の加速化が必要な箇所もある。

<参考：除染特別地域における本格除染の進捗状況>

	除染計画の策定	仮置場	除染作業
田村市	○(H24/4/13)	○(確保済み)	○(H25/6 作業終了)
楓葉町	○(H24/4/13)	○(確保済み)	○(H26/3 作業終了)
川内村	○(H24/4/13)	○(確保済み)	○(H26/3 作業終了)
飯館村	○(H24/5/24)	○(確保済み)	○(実施中) (H27/6 宅地終了)
川俣町	○(H24/8/10)	○(確保済み)	○(実施中) (H26/8 宅地終了)
葛尾村	○(H24/9/28)	○(確保済み)	○(実施中) (H26/7 宅地終了)
大熊町	○(H24/12/28)	○(確保済み)	○(H26/3 作業終了)
南相馬市	○(H24/4/18)	○(大部分確保済み)	○(実施中)
富岡町	○(H25/6/26)	○(確保済み)	○(実施中)
浪江町	○(H24/11/21)	○(過半を確保済み)	○(実施中)
双葉町	○(H26/7/15)	○(確保済み)	○(実施中)

※ 除染作業の実施には、除染計画の策定、仮置場の確保、地権者の同意取得が前提

※ 環境省作成（平成 27 年 8 月末時点）

<参考：除染特別地域における除染等工事の進捗状況（実施率）>

	田村市	楓葉町	川内村	飯館村	川俣町	葛尾村	大熊町	南相馬市	富岡町	浪江町	双葉町
宅地	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	32%	54%	19%	11%
農地	100%	100%	100%	43%	34%	92%	100%	16%	16%	18%	4%
森林	100%	100%	100%	66%	81%	99.9%	100%	46%	97%	34%	1%
道路	100%	100%	100%	29%	11%	63%	100%	7%	81%	41%	-

※ 実施率は、当該市町村の除染対象の面積等に対する、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等の割合。

※ 除染対象の面積等・発注面積等・除染行為が終了した面積等は、いずれも今後の精査によって変わりうる。

※ 環境省作成（平成 27 年 8 月末現在）

<参考：汚染状況重点調査地域の除染等工事の実施率（福島県内）>

	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	ほぼ発注済み	約9割
住宅	約9割	約7割
道路	約5割	約4割
農地・牧草地	約9割	約8割
森林（生活圏）	約6割	約5割

※ 計画数は、今後の精査によって変更されることがある。

※ 福島県調査結果を基に環境省作成（平成27年8月末時点）

<参考：汚染状況重点調査地域の除染等工事の実施率（福島県外）>

	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	ほぼ発注済み	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	ほぼ発注済み	ほぼ終了
住宅	ほぼ発注済み	ほぼ終了
その他の施設	約8割	約8割
道路	約9割	約9割
農地・牧草地	発注済み	終了
森林（生活圏）	ほぼ発注済み	ほぼ終了

※ 予定数は平成27年6月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もある。

※ 環境省作成（平成27年6月末時点）

（4）放射線による健康への影響

国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度第2次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。

当該基金により福島県が実施している「県民健康調査」における外部被ばく線量を把握するための基本調査では、平成27年6月末時点で約45.5万人（放射線業務従事経験者を除く。）の推計が終了し、県全体では、99.8%が5mSv未満となっており、この結果について、福島県「県民健康調査」検討委員会は、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している。

また、福島県は、内部被ばく線量を把握するためのホールボディ・カウンタ検査を希望する福島県民に実施しており、平成27年8月末時点で、受診者の

99.9%以上の方が1mSv未満であり、その他の方も含め、この結果について、福島県は「全員、健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」と評価している。

＜参考：福島県「県民健康調査」における基本調査＞

表. 外部被ばくによる預託実効線量測定結果

実効線量 (mSv)	放射線業務従事経験者を除く		
	人数	割合 (%)	
~1 未満	282,227	62.0	93.8
~2 未満	144,636	31.8	
~3 未満	25,169	5.5	5.9
~4 未満	1,470	0.3	
~5 未満	495	0.1	0.2
~6 未満	378	0.1	
~7 未満	229	0.1	0.1
~8 未満	114	0.0	
~9 未満	73	0.0	0.0
~10 未満	39	0.0	
~11 未満	35	0.0	0.0
~12 未満	30	0.0	
~13 未満	13	0.0	0.0
~14 未満	12	0.0	
~15 未満	6	0.0	0.0
15 以上～	14	0.0	0.0
計	454,940	100.0	100.0
最高値	25mSv		

※ 福島県公表資料より引用（平成27年6月末時点）

※ 原発事故発生後の行動記録に基づき、空間線量が最も高かった時期（事故発生直後から7月11日までの4か月間）の個人の外部被ばく実効線量の積算を推計

※ 推計期間が4箇月未満の方を除く。

<参考：福島県におけるホールボディ・カウンタ検査>

表. 内部被ばくによる預託実効線量測定結果

	平成 23 年 6 月 27 日 ～平成 24 年 1 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～平成 27 年 8 月 31 日	合計
1mSv 未満	15,384 名	249,701 名	265,085 名
1mSv	13 名	1 名	14 名
2mSv	10 名	0 名	10 名
3mSv	2 名	0 名	2 名
合計	15,409 名	249,702 名	265,111 名

※ 福島県公表資料より引用（平成 27 年 8 月末時点）

※ 平成 24 年 1 月までは、急性摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日に吸入摂取したと仮定）によって線量を推定・評価していたが、平成 24 年 2 月からは、将来にわたった長期間の内部被ばくの影響を評価する観点から、日常的な摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日から検査日前日まで、毎日均等な量を継続して日常的に、食品により摂取したと仮定）によって線量を評価している。

(注) 預託実効線量：食品の摂取や呼吸等により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量について、成人で 50 年間、子どもで 70 歳までの累積線量を推計したもの。

II 復興の取組

1 現場主義に立った復興加速化

政府は、震災発生直後から被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、復興庁設置後も、自治体と協力しつつ、被災者の生活支援やインフラの復旧等に取り組んできた。

発災から4年以上が経過する中、発災直後と比べれば、復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、被災地域の状況や被災者の置かれた状況に応じて、被災者支援、住宅再建・復興まちづくりの着実な推進、産業・なりわいの再建、原子力災害による環境汚染や健康不安、風評被害の克服等の課題がある。

政府は、復興の加速化を、最重要課題の一つと位置付けている。すなわち、「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者的心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の再生を、さらに加速していくこととしている。

<参考：平成28年度以降の復興事業について>

平成27年度までの「集中復興期間」（※）に対して、平成28年度以降の5年間については、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、「復興・創生期間」と位置付けることとしている。

（「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（平成27年6月24日復興推進会議決定））

※ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）により、発災後、復興需要が高まる当初の5年間を「集中復興期間」と位置付けて復旧・復興事業に取り組んできた。

（1）被災地共通の主要課題への対応

被災者支援、住宅再建・復興まちづくりの着実な推進、産業・なりわいの再建は被災地共通の課題となっている。政府は、これらの課題に対し、被災地の現場の実情を把握しながら、復興のステージの移行を踏まえた取組を推進している。また、復興庁の司令塔機能を活かし、復興大臣を中心に各府省庁局長級を構成員とするタスクフォースを立ち上げ、省庁横断的に対応している。

被災者支援については、保健指導等の健康支援活動や、孤立防止・心のケアの取組等が行われている。避難の長期化を踏まえ、仮設住宅等で避難

生活を送られる被災者の方々の心と体の健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援、被災者支援の総合的な推進等に取り組むため、平成 27 年 1 月 23 日、被災者支援（健康・生活支援）総合対策を取りまとめた。

住宅再建・復興まちづくりについては、被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成している。また、これまでの加速化措置（第一弾～第五弾）に続き、平成 27 年 1 月 16 日に住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策を取りまとめ、これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を開拓するため、災害公営住宅・高台移転事業や民間住宅の自立再建についてこれまでの加速化措置を充実・補完するなど、円滑な事業の推進、加速化を積極的に進めた。

産業・なりわいの再建については、新たな販路の開拓や新商品開発への支援等の本格的な復旧・復興に向けた取組が行われている。平成 26 年 6 月に取りまとめた「産業復興創造戦略」に掲げられた産業復興の推進の考え方や施策の方向性等を踏まえて、平成 27 年度の重点課題を盛り込んだ平成 27 年度産業復興施策の重点（アクションプラン）を策定した。

また、政府は、震災復興を契機として、日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」を創造することを目指している。平成 26 年 4 月、復興推進委員会から「新しい東北」の目指すべき将来像等について「「新しい東北」の創造に向けて」が提言された。これを踏まえ、被災地の先進的な取組への支援や、官民連携の基盤整備情報共有・マッチングに向けた場づくりや、先進的な取組の加速化とその横展開、民間の人材・ノウハウ・資金の活用等の取組を進めている。

なお、平成 27 年 3 月に仙台市で開催された国連防災世界会議において、復興の現状と取組、先進事例等についての総合フォーラムを主催し、復興の状況について国際的な発信を行った。

また、震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえ、特例として医学部の新設を平成 27 年 8 月に認可した。これを受け、平成 28 年 4 月に東北医科大学（現・東北薬科大学）医学部が開学する予定である。

（2）原子力災害からの復興に向けた取組

平成 27 年 5 月 7 日に、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 20 号）が公布・施行された。これと併せて、帰還され

る住民の生活再開、地域経済の再建の場となる復興再生拠点を円滑・迅速に整備するため、用地買収方式により新市街地を整備する福島復興再生拠点整備事業を創設するなど、避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進することとしている。

また、平成 25 年 12 月に、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（以下 1 において「指針」という。）を策定し、当該指針に沿って取組を進めた結果、福島の復興・再生は、田村市及び川内村について避難指示の解除が実現するなど着実な進展を見せていた。その一方、事故発災から 4 年以上の長期にわたり避難状態が継続していることに伴う課題も顕在化してきていたことなどから、平成 27 年 6 月 12 日に指針を改訂し、こうした実態に向き合い、福島再生加速化交付金等を活用しながら、「早期帰還支援」と「新生活支援」の両面の対策を深化させるとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を大幅に拡充するなど、これまで以上に対策を加速・充実し、様々な課題に迅速に対応していくこととしている。

平成 27 年 8 月 24 日には、改訂された指針に基づいて、被災事業者の自立へ向けた支援策を実施する主体となる、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」が発足し、一次産業を含む事業者等の方々に対して、今後の事業の方向性などの意向について個別に訪問し話を伺う等の取組を開始した。

平成 27 年 9 月 5 日には、全住民の方々が避難となった自治体の中ではじめて楢葉町において避難指示が解除された。

2 被災地共通の主要課題への対応

(1) 被災者支援

①被災者支援に関する取組

(i) これまでの取組

被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこで生活の定着には様々な不自由等が懸念される。

そのため、平成25年11月、復興大臣を座長とし、関係府省庁局長級により構成する「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」を立ち上げた。そこで、現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚しながら検討を行い、平成25年12月、「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」として取りまとめ、仮設住宅入居者等の避難者に対する健康支援、子どもに対する支援の強化等に着実に取り組んだ。

その後、施策パッケージに位置付けられた施策を着実に進めていく一方で、被災3県の現場で被災者支援のために活動されている方々や自治体職員等との意見交換等を通じ、現場の課題の把握に努め、その課題への対応策について検討してきた。また、平成26年7月には、宮城県東松島市の災害公営住宅を視察した内閣総理大臣から、復興大臣に「相談員や復興支援員のより一層の充実・確保など、高齢者を含む住民の健康管理・生活支援に向けた総合的な施策」を策定するよう指示があった。

この総理指示を受け、復興大臣の下でタスクフォースによる議論を行い、平成26年8月、現場の課題への対応による施策の強化となる「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」を策定し、支援体制の充実や住居に係るコミュニティ形成への工夫等の課題に対応するべく取り組んだ。

(ii) 被災者支援（健康・生活支援）総合対策

政府は、総合施策について、施策の具体化に取り組むとともに、さらに現場での意見交換を重ね、新たな追加的な取組についても検討してきた。

このような取組をもとに、復興大臣の下でタスクフォースによる議論を行い、平成27年1月23日、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定した。

「総合対策」は、施策の具体化と新たに追加した取組により、仮設住宅等で避難生活を送られる被災者の方々の心と体の健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための50の対策を取りまとめたものである。

避難の長期化や被災者の分散化などによる様々な課題に対応するため、見守り活動の推進に必要な相談員・復興支援員の確保のほか、生きがいづくりの支援による被災者の方々の「心の復興」、災害公営住宅のコミュニティ形成への支援の弾力化、被災者支援コーディネートや被災者支援に係る総合交付金の創設などの具体的な対策を盛り込んでいる。

＜参考：被災者支援（健康・生活支援）総合対策（ポイント）＞

項目名	今後の方向性
支援体制の充実と心の復興	<ul style="list-style-type: none">・見守り活動を行う相談員や復興支援員の確保等の被災者の見守り等の活動の更なる推進・被災者健康・生活支援総合交付金を創設し、一つの事業計画の下で見守り・子供の支援等を総合的・弾力的に推進・被災者の生きがいづくりを支援する「心の復興」事業の実施・支援体制の充実や企業CSR活動のマッチング、企業による人材派遣などのコーディネートを実施
住居とコミュニティ形成への支援	<ul style="list-style-type: none">・仮設住宅における、空き住戸の有効活用の促進と仮設住宅のコミュニティの再構築への支援・災害公営住宅におけるコミュニティの形成に資する集会所の整備・活用方法や、入居者募集方法の工夫に関する情報の提供・災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成への支援
子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none">・被災した子どもに対する総合的な支援の推進・教職員加配やスクールカウンセラー等の派遣・福島県における子どもに対する支援

②多様な担い手による活動への支援

震災発生から4年以上が経過し、被災地のニーズが多様化する中、よりきめ細かい支援を行っているNPOやボランティア団体等が活動を円滑に進められるよう、NPO等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ（平成24年10月、平成25年1月、2月、5月、10月、平成26年2月、9月、平成27年1月）、情報提供している。

また、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援し

ている事例等を収集し、公表（平成 24 年 11 月、平成 25 年 3 月、6 月、10 月、平成 26 年 2 月、5 月、9 月、平成 27 年 3 月）するとともに、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

なお、平成 25 年 5 月には、地方公共団体が平常時から防災・復興体制に取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成・公表した。

（2）住宅再建・復興まちづくりの加速化

①住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

事業が円滑に推進されるために、復興大臣の下に関係省庁からなる「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を開催し、計画策定、用地取得、埋蔵文化財発掘調査、発注者支援、施工体制の確保など、各々の復興のステージにおいて事業の隘路となる課題に対して、5 度にわたる 100 近い加速化措置を打ち出して、具体的な対策を講じてきた。

また平成 27 年 1 月には、これまでの加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた「総合対策」を取りまとめた。

（i）住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第一弾（平成 25 年 3 月）

被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成。

（ii）住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第二弾（平成 25 年 4 月）

所有者不明等の用地取得が困難となるケースに速やかに対応するため、防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化、土地収用手続の効率化等の手続きの簡素化を図った。

（iii）住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第三弾（平成 25 年 10 月）

加速化措置第二弾に引き続き、用地取得の困難なケースへの対応を飛躍的に加速させるため、手続きを画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」を策定。

（iv）住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第四弾（平成 26 年 1 月）

市街地の復興が進むとともに、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」

を策定。

(v) 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第五弾（平成 26 年 5 月）

民間住宅の自立再建を支援するため、復興事業による宅地整備等に対応した「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」を作成。また、これまでの用地取得の迅速化をさらに強化した「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」を取りまとめた。

(vi) 住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策（平成 27 年 1 月）

住宅再建・復興まちづくりを着実に進捗できるよう、これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を開拓するため、災害公営住宅・高台移転事業や民間住宅の自立再建等について、これまでの加速化措置を充実・補完した「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」を取りまとめた。

具体的には、

- ・ 公共建築工事については、適正な予定価格の設定に資するため、国土交通省の営繕工事で用いている「営繕積算方式」等を普及・促進
- ・ 災害公営住宅の標準建設費の更なる引き上げ
- ・ U R の活用や民間を活用した買い取り方式など発注方式の工夫の周知
- ・ 工事工程表の確認ノウハウ等の横展開などを図り、市町村をきめ細やかに支援（「工事加速化支援隊」）
- ・ 災害公営住宅における工事業者・現場間の資材調達・人材のマッチングサポートの開始・展開
- ・ 用地取得が完了していない箇所の原因を把握し、市町村をきめ細やかに実務支援（「用地加速化支援隊」）
- ・ 地方公共団体と地域の建設関係事業者等が連携し、公的助成措置等に関するワンストップの相談会を開催するなど、被災者からの住宅建築の具体化に向けた相談への対応強化
- ・ 遠隔地から工事従事者を確保する場合の仮設宿泊施設等の整備支援
- ・ 被災者への造成した宅地地盤に係る情報提供及び相談対応強化を市町村に周知

等が盛り込まれている。

②公共建築工事の円滑な施工確保のための支援

学校、病院、庁舎等の公共建築工事の円滑な施工を確保するため、以下の取組を実施している。

- ・ 実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定に資する「営繕積算方式」の普及・促進
- ・ 国土交通省に設置している公共建築相談窓口における、被災市町村に対する発注準備段階からのきめ細かな相談対応

③防災集団移転促進事業の移転元地の在り方の検討に対する支援

被災市町村の防災集団移転促進事業の移転元地の在り方の検討に資するため、以下のとおり、先行事例の周知を図った。

- ・ 防集移転元地の活用に関する事例集（平成 27 年 1 月）
- ・ 地域の課題への対応強化のための効果促進事業に活用の促進に向けたパッケージ（平成 27 年 6 月）

＜参考：住まいの復興工程表（平成 27 年 3 月末時点）＞

（単位：戸）

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 以降	(調整中)	計
岩手県	民間住宅等用宅地	2	245	1,012	3,351	5,071	8,237	(0)	8,237
	災害公営住宅	118	574	1,525	3,554	5,584	5,921	(0)	5,921
宮城県	民間住宅等用宅地	83	337	2,243	5,517	8,508	10,466	(0)	10,466
	災害公営住宅	50	1,343	5,289	10,973	14,144	15,330	(658)	15,988
福島県	民間住宅等用宅地	27	254	604	786	1,837	1,863	(0)	1,863
	災害公営住宅 (津波・地震向け)	80	357	1,617	2,674	2,674	2,674	(28)	2,702
	災害公営住宅 (原発避難者向け)	0	0	509	1,273	3,521	4,521	(369)	4,890

※ 民間住宅等用宅地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

（3）産業・なりわいの再建

被災地域での産業を復興し、なりわいの再建を強力に進めることが、復興政策における重要課題の一つである。

これまで、仮設工場・仮設店舗の整備や、被災した施設の復旧・整備等の支援により、応急復旧の段階から本格的な復旧・復興への移行が進んだ。さらに、仮設施設から本設施への移行、新たな販路の開拓、新商品開発等の取組への支援も行っている。

①産業復興の取組

(i) 仮設店舗・工場等の整備

早急な事業再開を支援するため、仮設店舗・仮設工場等の整備を行っており、平成 27 年 9 月末時点で、被災 6 県での竣工数は以下のとおり。なお、これらの仮設施設に 2,594 事業者（平成 27 年 6 月末）が入居している。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
竣工数	18	351	141	70	1	1	582

※（独）中小企業基盤整備機構調べ（平成 27 年 9 月末時点）

(ii) 施設・設備の復旧支援

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、中小企業等グループ補助金において、平成 27 年 9 月までに 619 グループ、計 10,653 事業者（北海道内で 6 グループ、青森県内で 10 グループ、岩手県内で 113 グループ、宮城県内で 187 グループ、福島県内で 236 グループ、茨城県内で 58 グループ、栃木県内で 1 グループ、千葉県内で 8 グループ）の施設・設備の復旧を支援している。

(iii) 資金繰り支援

資金繰り支援については、中小・小規模事業者向けの融資・保証として、制度創設から平成 27 年 9 月末時点までに、東日本大震災復興特別貸付の融資実績が約 28 万件（総額約 5 兆 9 千億円）、東日本大震災復興緊急保証の保証実績が約 12 万件（総額約 2 兆 5 千億円）となるなど、多くの需要を満たしている。

(iv) 販路開拓等支援

工業品等の分野において、被災地企業の販路開拓を図るため、工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業では、平成 27 年 9 月末時点で 63 件の支援を行っている。伝統的工芸品に係る販路開拓等支援については、同時点で 58 件の支援を行っている。

また、農林水産業の分野では、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援する 6 次産業化ネットワーク活動交付金において、平成 27 年 9 月末時点で 5 件の支援を行っている。

特に、水産加工品については、復興水産加工業販路回復促進事業におい

て、販路開拓等を支援しているほか、平成 26 年 6 月には商品開発・販路開拓分野の専門家から成る「復興水産販路回復アドバイザーグループ」を立ち上げ、被災地の水産物の商品開発・販路開拓への支援を行っている。

(v) いわゆる二重債務問題への対応

復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対しては、各県の産業復興相談センター・産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じている。東日本大震災事業者再生支援機構では、平成 27 年 9 月 30 日時点で、事業再建等に関する相談件数が 2,347 件、支援決定を行った案件は 625 件となっている。産業復興相談センター・産業復興機構では、平成 27 年 9 月 25 日時点で、事業再建等に関する相談件数が 4,613 件、金融機関等による金融支援の合意に至った案件は買取決定 315 件を含む 830 件となっている。

また、既往の住宅ローンや事業性資金の借入れが負担となって新規の資金調達が困難となっている個人事業主等に対しては、「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」を中心に、破産手続等の法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルールである「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成 23 年 7 月 15 日策定) に沿って支援が行われている。これまでの個別相談件数は 5,597 件、債務整理の成立に向けて準備中の件数は 70 件、債務整理の成立件数は 1,289 件となっている(平成 27 年 9 月 25 日現在)。

＜参考：東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター・産業復興機構及び個人債務者の私的整理に関するガイドラインの相談受付の状況＞

	相談受付件数	支援件数・成立件数
東日本大震災事業者再生支援機構	2,347 件	625 件（支援決定件数）
産業復興相談センター・産業復興機構	4,613 件	830 件（支援件数） （うち買取決定 315 件）
個人債務者の私的整理に関するガイドライン	5,597 件	1,289 件（成立件数）

※ 復興庁調べ

※ 東日本大震災事業者再生支援機構は、平成 27 年 9 月 30 日時点。産業復興相談センター・産業復興機構、個人債務者の私的整理に関するガイドラインは、平成 27 年 9 月 25 日時点。

(vi) 企業立地促進

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害地域等の産業復興を加速するため、企業立地に対し補助を行い、雇用の創出を通じて地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還における雇用の場の確保に取り組んだ。ふくしま産業復興企業立地補助金については、平成27年9月までに433件、約1,968億円の支援を行った。津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、平成27年9月までに443件、約1,733億円の採択を行った。

(vii) 造船業の復興支援

被災造船事業者の協業化・集約化による漁船の製造・修理拠点の復興を加速するため、平成27年5月までに、造船業等復興支援事業費補助金について8件、約114億円の採択を行った。

②商業集積・商店街再生加速化パッケージ

復興事業が本格化し、市街地の復興が進むにつれて、住まいに加え、まちの機能の復興を進める必要がある。平成26年1月、商業集積・商店街の再生加速化に向けた「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を取りまとめた。

具体的には、

- ・市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順（「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」）を作成し、まちづくりに関わる自治体職員等の業務遂行の手引きとして提示
- ・商業集積等に携わるまちづくり担当者に対する研修の実施
- ・商業施設用地の整備に併せ、震災で失われた商業機能の復旧のために整備する商業施設等の整備に対する補助

等が盛り込まれている。

これを踏まえて、東日本大震災被災地域まちなか再生計画の認定要領を策定し、これまでに以下の4自治体のまちなか再生計画について認定を行った（平成27年10月2日現在）。

- ・女川町まちなか計画（平成26年12月19日認定）

2地区に分散していた市街地を町の中心となる女川浜地区に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。

- ・山田町まちなか計画（平成27年3月24日認定）

- 南北に拡散していた市街地をJR陸中山田駅付近に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。
- ・石巻市まちなか計画（平成27年7月10日認定）

中心市街地の主要エリアに公共施設、商業施設、観光交流施設等が集積したコンパクトな市街地の形成を図る。
 - ・南三陸町まちなか計画（平成27年10月2日認定）

従来のにぎわいの拠点であった2箇所の中心地区に、商業施設や交流施設等を配置し、それぞれコンパクトな市街地の形成を図る。

③産業復興創造戦略

平成26年4月、復興大臣の下に関係省庁からなる「産業復興の推進に関するタスクフォース」を立ち上げ、平成26年6月、創造的な産業復興を「新しい東北」の創造とともに実現するため、理念、目標像、施策体系、加速化の体制などをまとめた「産業復興創造戦略」を策定した。

平成27年3月、「産業復興創造戦略」を実現するために、平成27年度の産業復興施策の重点をアクションプランとして取りまとめた。

<平成27年度産業復興施策の重点（アクションプラン）のポイント>

重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・創造的な取組の支援 ・ソフト面からの支援強化 ・個々の被災地企業に寄り添う支援の強化
5つの施策体系	<ul style="list-style-type: none"> ・企業チャレンジの促進 ・人的基盤の再整備 ・産業基盤の再構築 ・内外の民間活力の結集 ・東北の成長の取り込み

（4）「新しい東北」の創造に向けて

震災復興に当たっては、単なる原状復帰にとどめるのではなく、これを契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」の創造に向け、取組を推進する必要がある。

① 復興推進委員会における審議過程

復興推進委員会では、「新しい東北」の創造について、平成25年3月から

調査・審議が開始された。課題解決の鍵は現場にあるとの認識に立ち、現地調査を行うとともに、被災地の声を丁寧に聞きつつ、既に地域に芽生えている先進事例の掘り起こしが行われた。また、被災地をよく知る各分野の専門家を集めた懇談会を開催するなど、専門的見地からの検討も行われた。

これらの成果について、復興推進委員会で全体的視点から議論が行われ、平成26年4月に「新しい東北」の目指すべき目標像等について提言された。

提言では、「新しい東北」の将来像として、以下の5つの社会を取り上げ、それぞれの目標像やこれに向けた取組状況等が示された。

- ・ 元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会
- ・ 「高齢者標準」による活力ある超高齢社会
- ・ 持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）
- ・ 頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会
- ・ 高い発信力を持った地域資源を活用する社会

② 「新しい東北」の推進に向けた取組

「新しい東北」の推進に当たっては、企業・大学・NPO等の「民」のノウハウや新たな発想が十分に活かされるよう、官民が連携し、それぞれの強みを持ち寄って取組を進めていくことが重要である。

こうした認識の下、復興庁では、(i) 情報共有・マッチングに向けた場づくり、(ii) 先進的な取組の加速化とその横展開、(iii) 民間の人材・ノウハウ・資金の活用、等の取組を進めている。

(i) 官民連携を推進する情報基盤の整備

被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手（民間企業、大学、NPO等）により、復興に向けた様々な取組が進められている。こうした取組をより一層活性化し、被災地での横展開を進め、東北の持続的な活力に結び付けていくためには、被災地で活動している幅広い担い手が、互いの取組状況やノウハウに関する情報共有や意見交換を行うことができる基盤づくりを進める必要がある。

このため、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPO等のトップを設立発起人として、平成25年12月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立した。平成27年8月現在で862法人・団体の会員を擁している。

具体的には、被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベントの情報を集約したウェブサイトを開設するとともに、会員等が対面で情報共有や意見交換を行うことができる場として「交流会」を開催しており、各種支

援と支援ニーズとのマッチング、様々な主体間の連携、先進的な取組の横展開等のきっかけづくりの場を提供している。なお、「交流会」は、平成 25 年 12 月の「新しい東北」官民連携推進協議会の設立後、これまでに 5 回開催している。

(ii) 先進的な取組の加速化

被災地は複雑かつ困難な課題を抱えているが、行政のみならず、民間のノウハウや新たな発想により、既に先進的な取組が芽生えている。「新しい東北」の推進に当たっては、被災地、ひいては日本のモデルとしていくため、こうした先進的な取組の加速を支援することが重要である。

このため、復興庁では、平成 25 年度に「新しい東北」先導モデル事業を創設した。復興推進委員等の有識者の意見を踏まえた上で、既に芽生えている先進的な取組を選定し、プロジェクトの立ち上げ段階に必要なソフト面の取組を包括的に支援しており、平成 25 年度は 66 件の事業を、平成 26 年度は 95 件の事業を支援しており、平成 27 年度は 55 件の事業を支援することとしている。

<参考：「新しい東北」先導モデル事業の主な事例（平成 26 年度）>

- ・ 再生可能エネルギー資源（温泉熱）を活用し、6 次化商品や、環境学習等を目的としたニューツーリズム商品を開発。「エコ温泉」をテーマに地域を活性化。
- ・ 仮設住宅の高齢者の生活不活発病や孤独という問題を解決するため、保育所の給食を利用した食事受取の仕組みづくりを推進。（栄養士による適切な食事管理、子どもとのふれあい等）
- ・ 持続可能な地域産業の確立に向けて、市場では流通していなかった未利用の水産物を活用。「機能性」と「高付加価値化」に焦点を当てた新商品を開発。

こうした成果については、「新しい東北」官民連携推進協議会が主催する交流会等において多様な主体間で共有するとともに、対外的な情報発信を積極的に行っている。

また、平成 26 年度においては、「新しい東北」先導モデル事業で蓄積したノウハウ等の被災地での横展開に向けた施策として、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、地方自治体等をメンバーとする「地域づくりネットワーク」を設置した。

「地域づくりネットワーク」では、地方自治体等が、地域の課題解決に向

け、先進的な取組の導入に積極的に取り組むことができるよう、まちづくりの推進やコミュニティの形成に向けた取組状況、ノウハウ、先進事例等の情報共有を行うことができる場を提供している。併せて、平成 27 年度においては、課題発見から課題解決事業の企画立案に対するきめ細かな支援（自治体版ハンズオン支援事業）のほか、行政組織の活性化等の支援を実施している。

(iii) 民間の人材・ノウハウ・資金の活用

被災地では、地域の複雑かつ困難な課題について、現状を分析し、課題を整理し、解決策を作り上げ、これを実行に移していく専門人材が必要である。

このため復興庁では、被災地が必要とする専門人材を企業等から現地に派遣することを目的として、平成 25 年 10 月に「WORK FOR 東北」を開始した。

具体的には、被災自治体が復興を進める上で必要とされる民間の専門人材について、被災自治体のニーズと、働く意欲のある民間人材をマッチングすることにより派遣の実現を支援するとともに、派遣後の研修等の取組を行っており、平成 25 年 10 月の本事業開始後、平成 27 年 4 月 1 日時点で 83 名の派遣が決定している。

また、「新しい東北」を推進するためには、民間事業者や社会的企業において、そのノウハウや新たな発想を生かし、積極的な起業や新規事業の立ち上げが進むよう、必要な資金提供が受けられる環境整備等に取り組む必要がある。

このため復興庁では、平成 25 年度からビジネスコンテストを開催し、審査過程で、事業化に向けた専門家のアドバイスを提供するとともに、入選した事業提案について情報を発信する機会を設けるなど、事業パートナーの発掘等に向けた側面的な支援も行っている。

平成 26 年度に「新しい東北」官民連携推進協議会の下に設立した「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」では、金融機関等と産業復興に関する情報共有、共通の課題についての意見交換等を行うなど、被災地での新たな資金供給の創出を目指した取組を実施している。

平成 27 年においては、さらに、産業復興の中核を担う被災地域の民間企業による創造的な事業活動への挑戦を効果的に支援するため、地方自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制を構築し、企業復興支援体制を強化するため、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、「企業連携グループ」を設置した。

「企業連携グループ」では、多様な機関から提供される多様な産業復興施

策を、地方自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の担当職員等を通じて、現場の企業に浸透させるとともに、各種専門家の知識・ノウハウや、民間復興支援団体・組織の支援活動を提供するため、以下の体制整備と取組を実施している。

- ・ 官民関係機関の担当者間での施策情報、支援ノウハウ等の情報共有、復興庁等からの情報提供の強化（企業復興支援ネットワーク）
- ・ 専門家集団の形成と専門家が有する知識・ノウハウ等の積極的な提供により、復興庁担当者や地域の企業復興支援担当者による被災地企業の支援を強化（ハンズオン支援専門家プール）
- ・ 「販路の回復・開拓」の課題克服に向け、民間企業・団体の連携創出の場を提供し、メンバーが互いの強みを活かした連携を進め、新たなアクションを創出（販路開拓支援チーム）

3 原子力災害からの復興に向けた取組

原子力災害による被害は、福島全体の生活環境に大きな影響を与え、福島県の人口は震災前の約 202 万人から平成 27 年 8 月 1 日時点で約 193 万人（福島県現住人口調査）まで減少し、震災前の水準に回復していない。また、長期にわたる避難状態が継続していることに伴う課題の顕在化や未だに根強く残る風評被害等も続いている。

一方、道路・鉄道のインフラの復旧・整備が進み、除染も進捗し、福島全体の産業の復興及び再生に向けた取組も進められる等、一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生に向けた環境が整備されてきている。

政府としては、避難されている住民の方々の「早期帰還支援」と「新生活支援」の両面の対策を深化させるとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を大幅に拡充する等、これまで以上に対策を加速・充実し、様々な課題に迅速に対応していくこととしている。

また、平成 27 年 7 月には、福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言が取りまとめられ、復興に向けた明るい材料が提示された。提言の実現に向けて、県、市町村、民間と連携し取り組む。

（1）福島の復興・再生に係る制度的な取組

平成 27 年 5 月 7 日、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 20 号）が公布・施行された。これと併せて、帰還される住民の生活再開、地域経済の再建の場となる復興再生拠点を円滑・迅速に整備するため、用地買収方式により新市街地を整備する福島復興再生拠点整備事業を創設するなど、避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進することとしている。

また、平成 27 年 6 月 12 日、原子力災害からの福島の復興・再生を加速させ、一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にしていくため、政府としての方向性を示す方針（「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）。以下 3 において「指針」という。）を改訂した。改訂後の指針では、福島再生加速化交付金等を活用しながら、「早期帰還支援」と「新生活支援」の両面の対策を深化させるとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を大幅に拡充するなど、これまで以上に対策を加速・充実し、様々な課題に迅速に対応していくこととしている。

平成 27 年 8 月 24 日には、改訂された指針に基づいて、被災事業者の自立へ向けた支援策を実施する主体となる、国・県・民間からなる「福島相

「双復興官民合同チーム」が発足し、一次産業を含む事業者等の方々に対して、今後の事業の方向性などの意向について個別に訪問し話を伺う等の取組を開始した。

(2) 公共インフラの復旧の取組

住民の早期帰還に向け、公共インフラの復旧見通しを示すことが重要であることから、市町村ごとにインフラ復旧の手順やスケジュール等を示した工程表を作成し公表している。これは、平成24年8月の作成以降、避難指示区域の見直しの動向や空間放射線量の低減状況等を踏まえ、順次作成しており、現在では10市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村）について公表している。

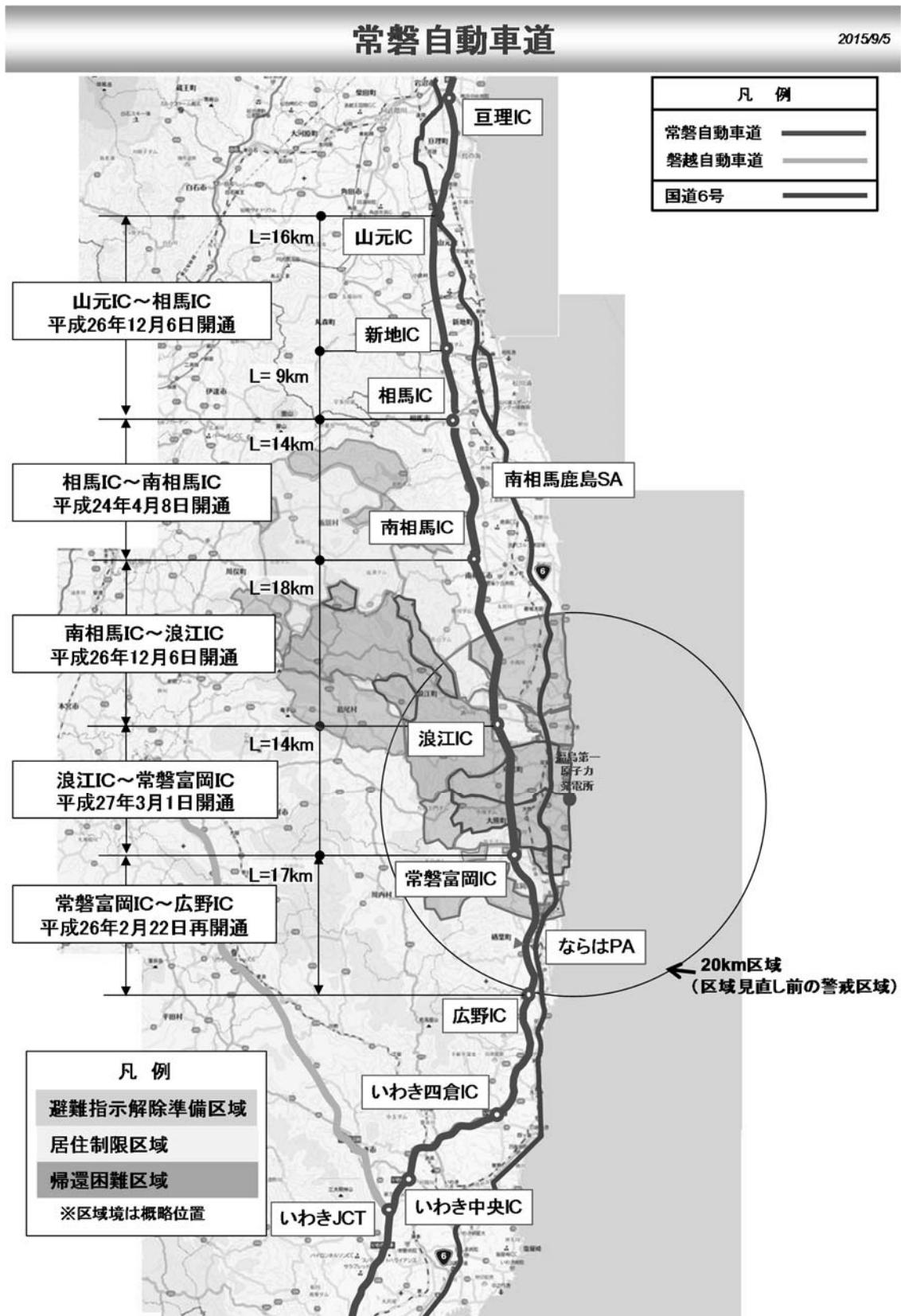
工程表は、復旧事業の具体化に応じた修正や、復興に向けて新たに整備する事業の追加など、節目節目での見直しを実施しており、平成27年7月には平成27年度予算成立等を踏まえた見直しを行った。各市町村においては、工程表を踏まえ関係機関と調整を図りながら、住民の早期帰還に向けたインフラの復旧・整備を進めている。

また、避難指示区域ごとの復旧状況については、避難指示解除準備区域では、住民の帰還できる環境を早期に整備するため、インフラ復旧を迅速に進めている。居住制限区域では、防犯・防災上不可欠な施設や広域の地域経済社会の復興のために早期復旧が強く要望されている施設の復旧に取り組んでいる。帰還困難区域では、地域の復興に必要不可欠な事業について除染を含めて取り組んでいる。

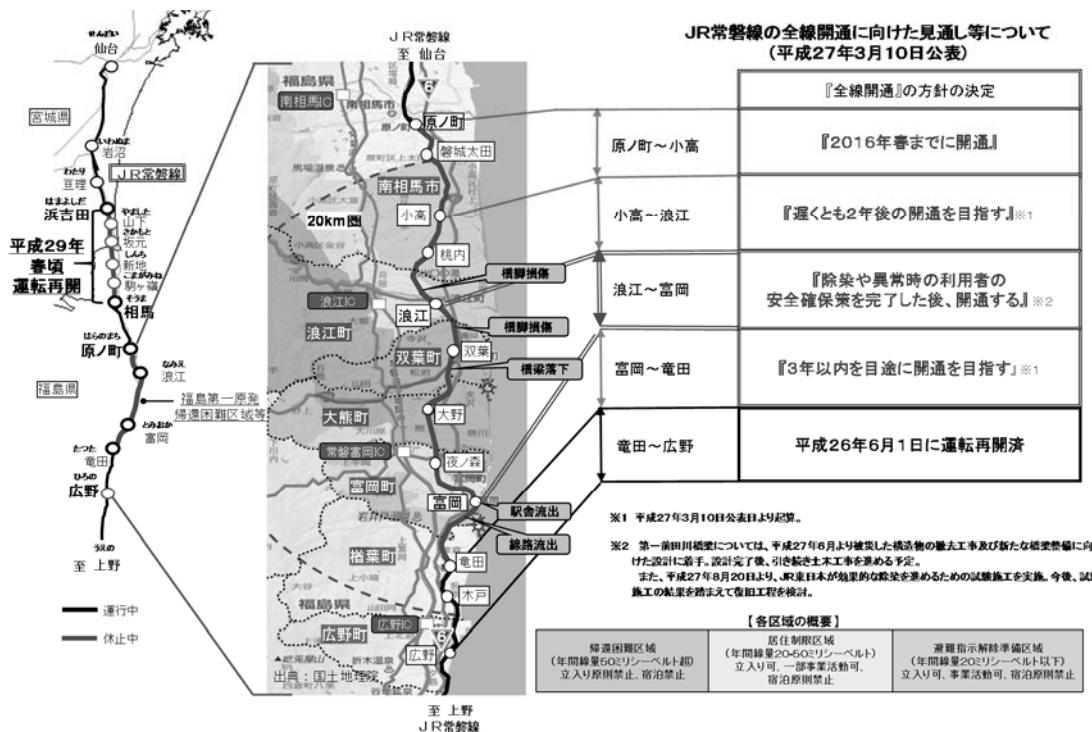
幹線道路の整備については、平成26年9月には通行が制限されていた帰還困難区域内の国道6号において自動車の通過交通の制限がなくなり、平成27年3月には常磐自動車道が東京から仙台までの全線が開通するなど進展が見られるようになってきている。

JR常磐線については、平成27年3月10日に国土交通省から全線開通に向けた見通し等が示された。原ノ町駅～小高駅間は平成28年春まで、小高駅～浪江駅間は遅くとも2年後、竜田駅～富岡駅間は3年以内を目途に出来るだけ速やかに、それぞれ開通を目指すとされ、帰還困難区域を含む浪江駅～富岡駅間については、除染や異常時の利用者の安全確保策を完了した後、開通することとされた。引き続き、早期に具体的な復旧工程を明らかにするべく、関係者間で緊密に連携し、一日も早い全線開通の実現に向けて取り組む。

<参考：広域インフラの復旧状況>



JR常磐線の全線開通に向けた見通し等について



(3) ふるさとへの帰還に向けた取組

平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定に基づき、平成 24 年 4 月以降、順次避難指示区域の見直しが進められ、避難住民の帰還に向けた取組が新たな段階を迎えることから、平成 25 年 3 月、帰還・定住を加速していく上で基礎となる環境整備を行い、帰還準備の本格化に備える等の取組を盛り込んだ「早期帰還・定住プラン」を策定した。

同プランに基づき、平成 25 年 11 月、広野町、楢葉町、川内村について、平成 25 年 12 月、田村市について、平成 26 年 7 月、南相馬市、川俣町について、それぞれ早期帰還に向けた具体的な筋道を示す工程表の策定・公表を行った。

工程表に基づく取組が進められる中、平成 26 年 4 月には、原子力災害対策本部決定により、田村市の避難指示が解除された。平成 26 年 10 月 1 日には、川内村において、避難指示が解除されるとともに、居住制限区域の避難指示解除準備区域への見直しが行われ、また、平成 27 年 9 月 5 日には全住民の方々が避難となった自治体の中で初めて楢葉町において避難指示が解除された。

また、帰還に向けた取組として、福島再生加速化交付金については、住民の帰還の促進に必要な環境整備を一層推進するため、平成 27 年 5 月 7 日に福島復興再生特別措置法の一部改正法が施行され、面整備事業（土地区画整理事業、福島復興再生拠点整備事業）、道路（アクセス道路等）、下水道、災害公営住宅、公立学校等の整備といった新たな施策を盛り込んでいる。福島再生加速化交付金の活用の他、地域の希望復活応援事業（「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」）を活用した、福島県の被災 12 市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策も併せて実施し、避難住民の早期帰還・定住に取り組んでいる。さらに、平成 27 年 4 月に双葉郡の広野町に設置された「福島県立ふたば未来学園高等学校」及び双葉郡内の小中学校等における復興教育の取組についても必要な支援を行っている。

(4) 長期避難者に対する支援

長期避難を余儀なくされる避難者が、避難生活を安心して過ごせるように、生活拠点の整備に係る一定の枠組みを整えた。

① 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会の開催

長期避難者の生活拠点（町外コミュニティ）の整備に向け、国、福島県、受入市町村及び避難元市町村による協議会を設置し、復興公営住宅の

整備を始めとした具体的な協議を行っている。また、合意した内容を、取組方針として、これまでに 14 市町村で策定し、公表している。

必要となる復興公営住宅の戸数は、平成 24 年度から継続して実施している住民意向調査等を基に、全体で 4,890 戸の整備を予定している。

② 長期避難者の生活拠点の形成

平成 25 年度予算からコミュニティ復活交付金※により、長期避難者を受け入れている市町村において、復興公営住宅の整備を中心に、道路改良等の関連基盤整備事業や、50 戸に 1 名の割合でコミュニティ交流員を配置する等避難者の実情に応じたソフト事業を一体的に実施している。

※ 平成 25 年度当初予算において「長期避難者生活拠点形成交付金」として創設し、平成 25 年度補正予算より「福島再生加速化交付金」に統合。

復興公営住宅については、平成 26 年 9 月に全体整備戸数 4,890 戸分の用地についての同交付金等事業計画の受付を完了している。平成 26 年 9 月に福島市飯野地区で入居が開始され、平成 27 年 10 月 15 日時点で全体整備戸数のうち約 850 戸入居済みとなっており、残戸数についても順次入居ができるよう整備を進めている。

③ 受入自治体への財政支援

平成 25 年度に、避難者受入れに係る財政措置の充実を図る観点から、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号）」の避難住民の受入れ経費に係る市町村分の特別交付税措置について、個別の受入れ事務に要する経費を積み上げる方式から、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直しを実施している。

（5）住民意向調査の実施

避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的に、住民意向調査を実施している。平成 27 年度は、9 市町村を対象に実施する（予定含む）。調査結果を踏まえ、各自治体の復興計画の検討、復興公営住宅の整備計画等の精査のため情報収集を行う。

(6) 原子力災害による健康不安等に関する被災者支援

議員立法により成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(平成24年法律第48号)は、被災者の不安解消や安定した生活の実現に寄与することを目的とし、被災者が居住、他地域への移動及び帰還を自らの意思で行えるよう、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等施策の基本となる事項を定めている。

平成25年10月に、関係省庁における被災者生活支援等施策の検討・実施状況も踏まえ、同法に基づき政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(以下この項において「基本方針」という。)について、閣議決定を行うとともに、同日付で国会に報告した。この基本方針に基づき、福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業や福島県からの県外自主避難者等への情報支援事業を始めとした様々な被災者生活支援等施策を実施してきたところである。

また、平成27年8月25日に、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針の変更を行ったところであり、引き続き必要な施策を行っていくこととしている。

(7) 除染加速のための取組

①除染・復興加速のためのタスクフォース

平成25年1月、除染の加速と復興の推進を一体的に進めるために、復興大臣・環境大臣の下に関係府省庁からなる「除染・復興加速のためのタスクフォース」を設置し、除染と復興関連の政策目的を同時に達成するための具体的な方策について、省庁横断的に検討を行った。

平成25年4月、第2回タスクフォースを開催し、以下4点について、各府省庁から中間報告を行った。

- ・ 除染の新技術の利用拡大
- ・ 除染とインフラ復旧の一体的推進
- ・ 農地の除染と農業生産性向上の同時達成
- ・ 森林の除染と林業の発展の方策

また、平成25年9月、環境省において除染の加速化・円滑化のための施策を発表した。

平成26年8月、第3回タスクフォースを開催し、中間報告以降、主要な検討項目や課題に対する具体的な方策の進捗状況等について、関係府省庁から報告を行った。

②中間貯蔵施設の整備に向けた動き

福島県内の除染に伴い発生した土壤や廃棄物等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、平成26年9月、福島県より、施設の建設受入れを容認する旨、大熊・双葉両町より、地権者への説明を了承する旨が国に伝達された。また、県から搬入受入れに当たつての確認事項として、県外最終処分の法案の成立、施設及び輸送に関する安全性等の5項目が示された。(同年12月に大熊町が、平成27年1月に双葉町が、施設建設の受入れを容認。)

このうち、「県外最終処分の法案の成立」については、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第120号)が平成26年11月に成立し、同年12月に施行された。この改正により、国の責務として、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずること、国の委託に基づき中間貯蔵施設の管理運営を中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うこと等が定められた。また、福島県外での最終処分に向けて、平成27年7月に、「中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」を立ち上げ、減容・再生利用に関する技術開発戦略等について検討を開始した。

他の確認事項のうち、「輸送に関する安全性等」については、平成26年11月に輸送基本計画を、平成27年1月に輸送実施計画を取りまとめ、大量の除去土壤等を輸送する段階に向けて、安全かつ確実に輸送を実施できることを確認するため、概ね1年程度パイロット輸送を行うこととした。また、福島県並びに大熊町及び双葉町に対して講ずることとしていた、新規かつ追加的な財政措置である中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化については、平成26年度補正予算等に計上した(同補正予算については平成27年2月3日に、同本予算については同年4月9日に成立)。

そして、平成27年2月8日に5項目の確認事項の取組状況を福島県に説明し、同年2月25日に、福島県並びに大熊町及び双葉町から施設への搬入の受入れについて国に伝達された。また、同日、福島県、大熊町及び双葉町並びに環境省の間で安全協定を締結した。同年3月13日に大熊町の仮置場から、同年3月25日に双葉町の仮置場から中間貯蔵施設の保管場にパイロット輸送による搬入を開始し、順次周辺市町村からの搬入を実施している。

こうした動きと並行して、中間貯蔵施設に係る用地交渉を進めている。用地の取得に当たっては、施設予定地の地権者の理解を得ながら進

めていくことが重要であり、個別訪問等による説明を進め、地権者の了解を得て物件調査を行い、その結果に基づいて順次、補償額の提示を進めている。用地の取得状況に応じて段階的に、施設の整備の見通しを立てて事業に取り組んでいく。

(8) 産業・雇用の課題と取組

原子力災害による被害を受けた福島全体の産業の復興及び再生を早急に図るためには、放射性物質による直接の被害に対処するのみならず、産業・雇用の回復に万全を期すことが重要である。

具体的には農産品等における福島ブランドの再生、農林水産業の復興及び再生、中小企業を始めとした産業活動の活性化、観光の振興等について、福島全域を対象として相互の取組を有機的に連携させた一体的かつ総合的な取組を行っている。

さらに、避難指示区域等に指定された市町村については、上記に加え、その特殊な状況に応じた対応が必要となる。双葉8町村の産業・雇用は、震災前には電力関連産業に大きく依存しており、福島第一原子力発電所の事故によりその経済構造に大きな影響がもたらされた。

まずは、製造業等の再開支援や企業等の誘致による雇用の進展を図りつつ、廃炉作業、除染・インフラ復旧等、当該地域に必要となる事業を地元雇用に配慮しながら行い、当面の雇用を確保していくことが課題である。

このため、被災事業者の操業の場を応急的に確保するため、仮設施設の整備を進めており、平成26年7月には、楢葉町において避難指示区域内で初となる仮設店舗が開設した。また、津波や原子力災害により甚大な被害を受けた地域において工場等を新增設する企業に対する補助を実施するとともに、被災地域における商業回復を支援するため自治体等による商業施設の整備に対する補助を実施している。

また、再生可能エネルギー分野では、発電設備の導入や再生可能エネルギー発電の体験設備、展示パネルの設置等の支援を実施している。福島県沖に世界最先端の浮体式洋上風力発電システムを設置し、洋上風力発電技術の確立を目指している。加えて、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所が平成26年4月に開所し、地元企業が有する技術シーズの性能評価や地元大学等と連携した人材育成等への支援を行っている。

さらに、医療機器産業分野では、震災後、国と福島県が一体となって技術開発や製造施設の整備を進めており、我が国有数の生産拠点が形成されている。平成28年秋には、郡山市に医療機器の安全性評価拠点の開設が予定されている。また、先端情報技術分野の実証研究機関として、平成25

年度補正予算により会津大学先端 ICT ラボを整備し、平成 27 年 9 月に開所した。

一方、平成 24 年度補正予算により、避難区域等の地域において、除染後農地の保全管理や営農再開に向けた作付実証等に対する支援を講じている。平成 27 年 6 月末時点で、南相馬市、広野町、川内村及び田村市の約 1,400ha において、米の作付を本格的に再開しているほか、その他の地域でも米や花きの実証栽培等が開始されている。平成 29 年度末までに、平成 23 年度以降に農産物生産の中止を余儀なくされた農地面積の 6 割で営農再開を図ることを目標としている。

(9) リスクコミュニケーション

関係省庁間の強力な連携のもと、原子力被災者を始めとする放射線による健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションに関する取組を効果的に推進している。

具体的には、平成 26 年 2 月、復興大臣と環境大臣の下、関係省庁間で検討し、「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」を取りまとめ、公表した。

また、福島における放射線の状況や、放射線の健康リスクを考えるための知識・科学的知見、被ばく低減に当たっての国際的・専門的な考え方などの基礎的な情報をコンパクトにまとめた資料「放射線リスクに関する基礎的情報」を作成し、最新のデータに基づき適宜更新をしている。

平成 26 年度には科学的・国際的に確立されている放射線に関する情報を発信・普及することを目的とした「放射線の理解促進のための勉強会」を政府主催で実施し、その内容を動画やパンフレット等で情報発信した。

平成 27 年 10 月 1 日に「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」のフォローアップ会合を開催し、各府省庁が実施した自己点検結果に基づき、各施策の取組状況や今後の方針についての確認や意見交換等を行った。また、フォローアップ会合においては、①同施策パッケージに示す方針に基づく取組強化、②避難指示解除を目指す地域においては、効果的な事例の横展開を図りつつ、自治体に応じた取組を支援していくことなどの共通認識を確認した。

(10) 原子力災害による風評被害を含む影響への対応

原子力災害による風評被害については、福島県にとどまらず広範囲に及んでおり、農林水産物、食品を始めとして、工業製品、観光等に大きな影響を与えている。風評被害を含む放射性物質による影響の低減又は克服に

向けて、政府は、放射線のモニタリング結果等の国内外への情報発信、販路拡大支援、観光業の振興支援、国際会議誘致等に取り組んでいる。

平成 25 年 4 月、各省庁における取組を「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」として取りまとめた。さらに、取り組むべき施策を以下の観点から体系的に整理し、風評対策の強化を図るため、平成 26 年 6 月に「風評対策強化指針」を取りまとめた。

- ・「強化指針 1. 風評の源を取り除く」

根拠のない風評に対しては、被災地產品の放射性物質検査の実施や、環境中の放射線量の把握と公表を行う。

- ・「強化指針 2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」

總理指示を踏まえ、消費者が知りたいと思っている情報を正確に分かりやすく伝えていくよう今までの伝え方を検証し、科学的、専門的な知識を消費者目線で分かりやすく普及させる。

- ・「強化指針 3. 風評被害を受けた産業を支援する」

風評を受けた産業に対して、官民の力を結集して取り組み、被災地產品の販路拡大・新商品開発、国内外からの誘客促進等を図る。

これを踏まえ、平成 26 年 7 月～8 月にかけて、復興大臣が経済三団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所）に対して被災地產品の活用等を要請するなど取組強化を図っている。

しかしながら、震災から 4 年が経過した今も、消費者の福島県產品の買い控えは 17.4%（風評被害に関する消費者意識の実態調査 第 5 回（平成 27 年 3 月 10 日公表））、また、観光も東北 3 県で震災前の 86.0% にとどまる等、未だに根強く残る風評被害が続いている。こうした現状に鑑み、平成 27 年 6 月 4 日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、平成 26 年度における取組状況の進捗管理を行うとともに、課題を洗い出し、風評対策のさらなる強化について検討した。このタスクフォースの中で、①汚染水対策の徹底、②放射線リスクに関する正確な情報等の国内外への浸透、③教育旅行などの誘客強化等を指示するとともに、引き続き風評対策強化指針に基づき、関係省庁一体となった対策を行っていくことを確認した。

また、諸外国・地域に対しても、政府一体となって輸入規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけており、平成 26 年 6 月以降、シンガポール、サウジアラビア、バーレーン、米国、ロシア等で規制緩和が進展した。現在、豪州、タイをはじめ 15 か国が規制を完全撤廃しており、引き続き輸入規制の緩和・撤廃に向けた諸外国への働きかけを強化する。

(11) 福島 12 市町村の将来像

原子力災害の避難者の方々が今後の生活の見通しを検討するための環境を整えるため、避難指示等の出た福島 12 市町村の将来像を中長期かつ広域的な視点から作成するとともに、その将来像の実現に向けた課題を整理して、提言を取りまとめることを目的として、復興大臣の指示の下、平成 26 年 12 月に有識者検討会を組織した。

同検討会において、福島 12 市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成 27 年 7 月、30~40 年後の姿を見据えた 2020 年の課題と解決の方向を提言として取りまとめた。

提言においては、30~40 年後の地域の姿に関し、この地域が着実に復興し、世界に誇れる技術を備えた新たな産業基盤がこの地に根付くという、地元にとって希望の持てるビジョンが提示された。

また、2020 年の課題とその解決の方向として、新産業の創出による産業振興、地域公共交通や二次救急医療体制等の公共的サービスの広域連携等が挙げられている。

更に、こうした具体的な取組に加えて、12 市町村における復興が着実に進めば震災前に推計された人口見通しを上回る可能性や、空間線量についても物理減衰のみで相当程度低減するなど、明るい材料も示されている。

提言の実現に向けては、県、市町村、民間と連携し取り組んでいくこととしている。

<参考：福島 12 市町村の将来像に関する提言（ポイント）>

項目	概要
目指すべき 30～40 年後の地域の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢化社会の下で自立した地域・生活の実現 ・世界に発信する新しい福島型の地域再生 ・復興拠点相互の補完、広域連携の拡充・強化による持続可能な地域
2020 年に向けた具体的な課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 産業・生業の再生・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・新産業の創出と事業・生業の再建 ・基幹産業である農林水産業の再生 (2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護 <ul style="list-style-type: none"> ・2次医療体制の確保 等 (3) 未来を担う、地域を担うひとつづくり <ul style="list-style-type: none"> ・復興人材育成のための先進教育 等 (4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通、医療、農業など公共的サービスの広域連携等 (5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興

4 各種制度、予算・決算

(1) 復興関係制度の活用状況

① 復興特区の活用状況

地域の創意工夫を活かした復興を推進するための新たな枠組みとして、平成 23 年 12 月に、規制・手続等の特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度や、復興に必要な各種施策を展開できる自由度の高い復興交付金を創設する「東日本大震災復興特別区域法」(平成 23 年法律第 122 号) が成立した。

また、平成 26 年 4 月に、復興整備事業の円滑化・迅速化に寄与することを目的に、土地収用の更なる迅速化を内容とする、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 32 号) が成立した。

東日本大震災復興特別区域法に基づき、平成 27 年 9 月末時点で、規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画が 159 件認定された。

また、土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、岩手県の 11 市町村、宮城県の 14 市町、福島県の 11 市町村において公表されている。

＜参考：復興推進計画の認定状況＞（平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	6 月 30 日	八戸市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	船舶製造工場の増設が促進される。
岩手	10 月 31 日	久慈市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	タンカー製造工場の増設が促進される。
	10 月 31 日	久慈市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	医療施設の新設が促進される。
	10 月 31 日	一関市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	複合商業施設の新設が促進される。
	2 月 27 日 変更認定	岩手県	・応急仮設建築物の存続期間の延長に関する特例	公共施設、店舗・工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
	6 月 30 日	花巻市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	飲料製造ライン及び物流倉庫の増設が促進される。
宮城	10 月 31 日	塩釜市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	医療施設の増設が促進される。
	10 月 31 日	岩沼市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	味付け牛タン製造工場の増設が促進される。
	10 月 31 日	蔵王町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	清涼飲料製造ラインの増強が促進される。
	10 月 31 日	山元町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	医療機器・自動車用精密機器製造工場の増設が促進される。

10月31日	山元町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	航空機エンジン部品製造工場の新設が促進される。
10月31日	富谷町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車部品物流施設の増設が促進される。
10月31日	大衡村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	太陽電池製造工場の新設が促進される。
11月20日	名取市	・用途規制の緩和に係る特例（建築基準法の特例）	閑上地区の第一種住居地域の一部において、水産加工施設の整備が可能になるよう、用途制限の緩和を行う。
12月17日	南三陸町	・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）	観光関連産業、再生可能エネルギー関連産業の集積について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
1月15日	仙台市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	火力発電所リプレースが促進される。
1月15日	岩沼市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	複合商業施設（食品スーパー等）の新設が促進される。
1月15日	岩沼市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	冷凍物流センターの新設が促進される。
1月15日	栗原市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車用プラスチック製品製造工場の新設が促進される。
1月23日 変更決定	宮城県・ 10市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に 係る特例	仮設校舎、事務所、商店等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
2月18日 変更決定	石巻市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に 係る特例	公益的施設、仮設店舗、仮設工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
3月5日 変更決定	塩竈市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に 係る特例	店舗、事務所、市庁舎等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安定的な供給を行う。
4月27日 変更認定	宮城県・34 市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国 税、地方税） ・工場立地法等に基づく緑地等規制の 特例	ものづくり産業（自動車関連産業、高度電子機械産業等）について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
5月8日	女川町	・産業集積関係の税制上の特例（国 税、地方税） ・指定会社に対する出資に係る税制上 の特例（国税）	商業、観光関連産業の集積について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。 まちづくり会社の財務基盤が強化され、同社のまちづくり支援活動が活性化される。
6月23日	岩沼市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に 係る特例	仮設事務所、仮設作業所の存続期間を延長し、事業活動の維持・再建を促進する。
6月30日	石巻市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	食品卸売事務所及び食品加工場の新設が促進される。
6月30日	石巻市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	冷凍食品製造工場の新設が促進される。
6月30日	丸森町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	建築用金属製サッシ製造工場の新設が促進される。

	8月7日 変更決定	宮城県・ 11市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国 税、地方税）	農業及び農業関連産業について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	9月2日 変更決定	宮城県・17 市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国 税、地方税）	情報サービス関連産業（ソフトウェア業、 コールセンター、データセンター等）について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
福 島	1月15日 6月30日 変更認定	中島村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	金属フェンスの塗装工場の新設が促進される。
	10月31日	いわき市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	農産物加工、販売、提供施設の新設が促進される。
	10月31日	棚倉町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車関連部品製造工場の増設が促進される。
	11月4日	福島県・59 市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国 税、地方税）	輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連産業、農業関連産業、漁業関連産業等について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	1月15日	いわき市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	フリーズドライ食品製造工場の増設が促進される。
	1月15日	須賀川市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	油圧機器部品等製造工場の増設が促進される。
	1月15日	相馬市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	航空機用エンジン部品製造工場の設置が促進される。
	1月15日	塙町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車用エンジン部品組立工場の増設が促進される。
	1月15日	玉川村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車用ブレーキ部品組立設備の設置が促進される。
	1月15日	玉川村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	自動車用ポンプ部品製造設備の設置が促進される。
	1月15日	小野町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	トラック用部品製造工場の新設が促進される。
	3月5日 変更認定	福島県・32 市町村	・応急仮設建築物の存続期間の延長に 係る特例	応急仮設建築物の存続期間について、期間を延長することが可能となり、仮設施設の整備を通じ中小企業等の再建が促進される。
	3月26日	福島県・51 市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国 税、地方税）	観光関連産業の集積について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	6月30日	南相馬市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	ビジネスホテルの新設が促進される。

	6月30日	中島村	・金融上の特例（利子補給金の支給）	フェンス取付金具生産工場の新設が促進される。
	6月30日	三春町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	精密板金加工工場の増設が促進される。
	6月30日	檜葉町	・金融上の特例（利子補給金の支給）	二次用電池用正極材量製造工場の新設が促進される。
茨城	10月31日	水戸市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	カット野菜製造工場の新設が促進される。
	10月31日	下妻市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	耐震・免震製品製造工場の新設が促進される。
	3月5日	石岡市	・応急仮設建築物の存続期間の延長に 係る特例	仮設庁舎の存続期間を延長し、住民サービスの安定的な供給を行う。

<参考：復興整備計画の公表状況>

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計 11 市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村)	計 182 地区	・市街地開発事業 (宮古市等の計 21 地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計 45 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計 72 地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計 7 地区) ・土地改良事業 (釜石市等の計 3 地区) ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 (宮古市等の計 67 地区)	・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計 59 地区) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計 4 地区)
宮城	○計 14 市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計 380 地区	・市街地開発事業 (石巻市等の計 29 地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計 192 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計 52 地区) ・土地改良事業 (南三陸町の計 2 地区) ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 (仙台市等の計 136 地区)	・農地法の転用許可みなし (仙台市等の計 199 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計 154 地区) ・自然公園法の建設等許可みなし (石巻市等の計 36 地区)
福島	○計 11 市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、新町、飯館村)	計 195 地区	・市街地開発事業 (いわき市等の計 7 地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計 52 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計 66 地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計 12 地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (楓葉町の計 1 地区) ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 (いわき市等の計 69 地区)	・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計 88 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計 18 地区)

※ 復興庁作成（平成 27 年 9 月末時点）

② 復興交付金の活用状況

復興交付金については、一本の事業計画により市街地の再生等に必要な事業の実施を可能とし、すべての地方負担に手当を行ったほか、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、被災地の負担軽減のための措置を行っている。

平成 26 年 11 月の第 10 回配分時には、災害公営住宅への入居や高台団地の引き渡しの段階へ移行しつつある状況を踏まえ、住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援、市町村による追悼・祈念施設整備、防災集団移転促進事業の移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進について方針を示した。

また、平成 27 年 6 月には、復興交付金の効果促進事業について、被災地の課題への対応を進めるために「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」を作成・公表したほか、同年 8 月には、効果促進事業の一括配分（予算の一定割合を先渡し）の一事業当たり事業費の上限を撤廃し、配分額の上限の引き上げを行った。

これまでに、交付可能額通知を 12 回行っており、その事業費は 3 兆 2,669 億円（うち国費 2 兆 6,192 億円）となっている。

<参考：復興交付金（県別の交付可能額）>

第 1 回：平成 24 年 3 月 2 日	第 2 回：平成 24 年 5 月 25 日	第 3 回：平成 24 年 8 月 24 日
第 4 回：平成 24 年 11 月 30 日	第 5 回：平成 25 年 3 月 8 日	第 6 回：平成 25 年 6 月 25 日
第 7 回：平成 25 年 11 月 29 日	第 8 回：平成 26 年 3 月 7 日	第 9 回：平成 26 年 6 月 24 日
第 10 回：平成 26 年 11 月 25 日	第 11 回：平成 27 年 2 月 27 日	第 12 回：平成 27 年 6 月 25 日

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
事業費	1.0	68.6	8,339.0	18,880.0	4,052.9	664.1	8.7	43.4	585.4	1.2	24.6	32,668.8
(うち第1回)	—	18.3	957.2	1,437.8	603.4	28.2	8.1	—	1.8	—	—	3,054.9
(うち第2回)	—	0.9	980.6	1,703.6	370.9	44.6	—	—	53.9	0.9	9.9	3,165.4
(うち第3回)	0.2	0.8	594.3	1,020.7	182.1	5.7	—	0.5	1.6	0.1	—	1,805.9
(うち第4回)	—	17.4	2,401.7	5,059.1	986.5	294.8	—	—	41.4	—	1.9	8,802.8
(うち第5回)	—	1.3	509.0	1,657.6	349.4	10.8	—	2.5	3.2	—	4.6	2,538.4
(うち第6回)	0.8	3.0	218.3	284.3	122.9	1.6	—	—	1.2	0.1	—	632.0
(うち第7回)	—	2.5	325.4	1,561.4	359.5	87.2	—	—	2.2	—	—	2,338.2
(うち第8回)	—	3.8	622.7	1,742.2	204.5	21.0	—	—	17.1	—	4.5	2,615.8
(うち第9回)	—	3.0	143.3	504.4	39.1	4.2	0.6	—	7.2	0.05	—	702.0

(うち第10回)	—	14.6	868.7	2,657.9	626.7	62.9	—	2.1	8.9	—	—	4,241.7
(うち第11回)	—	2.7	534.5	988.7	178.6	29.4	0.05	—	299.8	—	2.8	2,036.7
(うち第12回)	—	0.2	183.3	262.3	29.4	73.7	—	38.4	147.1	0.1	0.8	735.2
国費	0.7	55.3	6,733.1	15,225.5	3,222.9	509.1	6.6	32.6	385.0	1.0	19.9	26,191.8
(うち第1回)	—	15.7	797.6	1,162.3	505.1	21.9	6.1	—	1.4	—	—	2,510.2
(うち第2回)	—	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	—	—	42.0	0.8	8.4	2,611.9
(うち第3回)	0.2	0.6	485.8	804.3	137.7	4.3	—	0.4	1.2	0.1	—	1,434.6
(うち第4回)	—	13.8	1,953.4	4,134.8	788.4	223.9	—	—	32.1	—	1.6	7,148.0
(うち第5回)	—	1.0	405.4	1,307.3	267.0	8.0	—	1.9	2.4	—	3.5	1,996.6
(うち第6回)	0.6	2.3	183.8	238.7	99.4	1.3	—	—	0.9	0.1	—	527.2
(うち第7回)	—	2.0	250.2	1,237.3	274.2	66.7	—	—	1.7	—	—	1,832.0
(うち第8回)	—	3.0	488.1	1,453.0	165.4	17.2	—	—	12.1	—	3.6	2,142.3
(うち第9回)	—	2.4	113.9	386.2	30.0	3.2	0.5	—	5.4	0.04	—	541.5
(うち第10回)	—	11.4	692.9	2,115.0	489.8	47.9	—	1.5	6.8	—	—	3,365.4
(うち第11回)	—	2.2	417.8	771.1	137.6	22.3	0.04	—	184.6	—	2.3	1,538.0
(うち第12回)	—	0.1	145.6	197.4	22.0	55.3	—	28.8	94.4	0.04	0.6	544.2

※ 県別、単位は億円

※ 復興庁作成（平成 27 年 9 月末時点）

＜参考：復興交付金を活用した主な事業（事業費）＞

- ・ 防災集団移転促進事業（28 市町村、約 5,614 億円）
- ・ 災害公営住宅整備事業等（58 市町村、約 6,847 億円）
- ・ 道路事業（50 市町村、約 3,946 億円）
- ・ 水産・漁港関連施設整備事業（35 市町村、約 2,460 億円）
- ・ 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
(22 市町村、約 2,799 億円)
- ・ 農地整備、農業用施設等整備事業（35 市町村、約 1,549 億円）

③ 福島再生加速化交付金等の活用状況

（i）福島再生加速化交付金（帰還環境整備）の活用状況

放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備等の事業に対する支援を実施している。平成 25 年度補正予算における制度創設から平成 27 年 8 月 11 日までに交付可能額

通知を9回行っており、事業費は約400億円となっている。

- ※ 福島復興再生特別措置法の一部改正法の施行（平成27年5月7日）に伴い、名称を「福島再生加速化交付金（再生加速化）」から「福島再生加速化交付金（帰還環境整備）」へと変更。

〈参考：福島再生加速化交付金（帰還環境整備）を活用した主な事業（事業費）〉

- ・災害公営住宅整備事業等（3町村、約8億円）
- ・福島復興再生拠点整備事業（1町、約1億円）
- ・学校施設環境改善事業（6市町村、約10億円）
- ・生活環境向上支援事業（7市町村等、約12億円）
- ・個人線量管理・線量低減活動支援事業
（福島県及び21市町村等、約28億円）
- ・農山村地域復興基盤総合整備事業（福島県及び14市町村、約24億円）
- ・原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業（8市町村、約153億円）

（ii）コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））の活用状況

復興（災害）公営住宅の整備を中心に、関連する基盤整備やコミュニティ維持などのソフト施策を一体的に実施している。平成25年度予算における制度創設から平成27年9月29日までに交付可能額通知を12回行っており、事業費は約1,895億円となっている。

〈参考：コミュニティ復活交付金を活用した主な事業（事業費）〉

- ・災害公営住宅整備事業等（15市町村、約1,840億円）
- ・道路事業（16箇所、約17億円）

（iii）子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の活用状況

子育て世帯が安心して定住できる環境を整えるため、子どもの運動機会の確保のための施設の整備、公的な賃貸住宅の整備、さらには施設と一体となって整備の効果を増大させるプレイリーダーの育成等のソフト施策を支援している。平成25年度予算における制度創設から平成27年9月2日までに交付可能額通知を8回行っており、事業費は約308億円で、運動施設52箇所、遊具の更新622箇所の整備等を進めている。

<参考：子ども元気復活交付金を活用した主な事業>

- ・ 学校・保育所・公園等の遊具の更新
- ・ 運動施設等の整備
- ・ 子育て定住支援賃貸住宅の整備
- ・ プレイリーダーの養成

(iv) 地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）の活用状況

福島県の原子力被災 12 市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策が可能である。平成 24 年度補正予算における制度創設から平成 26 年度までに実施した事業費は約 122 億円となっている。

<参考：地域の希望復活応援事業を活用した主な事業>

- ・ 生活関連サービスの支援
- ・ 荒廃抑制、保全対策

(2) 予算・決算

①復旧・復興事業の規模と財源

復興事業の規模については、集中復興期間における復興事業費を、平成26年度における復興事業の執行状況を踏まえ、25.5兆円程度と見込み、復興・創生期間における復興事業費の見込みも含め、復興期間10年間では32兆円程度と見込んでいる。

復興財源については、28.8兆円程度の収入となると見込まれるこれまで計上した復興財源に加え、最大3.2兆円程度を確保することにより、復興期間10年間の復興財源32兆円程度を確保することとしている。（「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」

（平成27年6月30日閣議決定）

②予算

(i) 平成26年度東日本大震災復興特別会計補正予算

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、原子力事故対応の加速化や東日本大震災の被災地の復旧・復興を行うため、平成26年度東日本大震災復興特別会計補正予算に復興関係経費として2,597億円を計上した。その概要は以下のとおりである。

- ・ 原子力事故対応の加速化 2,500億円
福島の原子力災害からの復旧・復興を加速するため、新たな交付金を創設する。
- ・ 東日本大震災の被災地の復旧・復興 97億円
東日本大震災の被災地の一日も早い復旧・復興を図るため、公立学校施設の災害復旧等を加速する。

(ii) 平成27年度東日本大震災復興特別会計予算

平成27年度東日本大震災復興特別会計予算は3兆9,087億円であり、その概要は以下のとおりである。（括弧内は平成26年度予算額）

- ・ 住宅再建・復興まちづくり 13,487億円
津波被災地において、防災集団移転促進事業等の事業着手が進展し、まちづくりの動きが本格化する状況を踏まえ、引き続き、住宅再建・復興まちづくりを加速する。
- ・ 産業・生業（なりわい）の再生 1,675（1,306）億円

本格的な産業復興を進める段階に移行しつつあることを踏まえ、自立的で活力ある地域経済を再生する、創造的な産業復興を加速するための取組を強化する。

- ・ 被災者支援（健康・生活支援） 1,287（1,117）億円

被災者の方々の住宅再建、被災した学生の修学等を引き続き支援するとともに、避難の長期化、災害公営住宅への移転の進捗に対応するため、見守り、心のケア等の被災者の健康・生活面での支援を強化する。

- ・ 原子力災害からの復興・再生 7,807（6,600）億円

平成25年12月20日の閣議決定（注）を踏まえ、除染・放射性物質汚染廃棄物処理を推進するとともに、早期帰還支援と新生活支援の両面から、福島の復興・再生を加速する。

（注）「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日）

- ・ 「新しい東北」先導モデル事業等 14（16）億円

「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意による「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組の支援等を実施する。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（5,898億円）や復興加速化・福島再生予備費（6,000億円）等を計上した。

③決算

平成26年度東日本大震災復興特別会計の決算は、歳入については、歳入予算額4兆1,200億円に対し収納済歳入額は5兆3,573億円であって、予算額との差は1兆2,373億円の増加である。

歳出については、歳出予算現額6兆2,542億円に対し支出済歳出額は3兆7,921億円、翌年度繰越額1兆5,352億円及び不用額9,268億円である。

この結果、収納済額と支出済額の差額として1兆5,652億円の剩余を生じた。この剩余金は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

④復興関連予算使途の厳格化

復興関連予算については、流用等の批判を招くことがないよう、平成24年度補正予算及び平成25年度予算について使途の厳格化を図った。

この際、平成23年度第3次補正予算及び平成24年度当初予算において造成された全国向け事業に係る基金については、支出済みであったため、対

象外となっていたが、平成 25 年 7 月に、これらの基金についても更なる使途の厳格化を行うこととした。

具体的には、同年 7 月に、16 基金 23 事業のうち、執行済み及び執行済みと認められるものを除くものについて、復興庁及び財務省から、基金を所管する府省に対し、基金の執行を見合わせ、国へ返還すること等を要請した。平成 26 年度までの国庫返還額は 1,899 億円となっている。